

○経済産業省令 第三十七号

火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）及び関係法令の規定に基づき、火薬類取締法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年四月十日

経済産業大臣 梶山 弘志

火薬類取締法施行規則等の一部を改正する省令

（火薬類取締法施行規則の一部改正）

第一条 火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（経済産業大臣の行う試験）</p> <p>第七十二条 経済産業大臣が行う試験は、毎年一回とし、当該試験を施行する場所及び期日並びに受験願書の提出期限は、あらかじめ官報で告示する。</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由により同項の試験を施行することが困難であるときは、経済産業大臣は、その旨を官報で告示する。</u></p> <p>（都道府県知事の行う試験）</p> <p>第七十三条 [略]</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由により同項の試験を施行することが困難であるときは、都道府県知事は、その旨を公告しなければならない。</u></p>	<p>（経済産業大臣の行う試験）</p> <p>第七十二条 経済産業大臣が行う試験は、毎年一回とし、当該試験を施行する場所および期日ならびに受験願書の提出期限は、あらかじめ官報で告示する。</p> <p>[新設]</p> <p>（都道府県知事の行う試験）</p> <p>第七十三条 [略]</p> <p>[新設]</p>
<p>備考 表中の[]は注記である。</p>	

第二条～第十二条 [略]

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○経済産業省告示 第百七号

火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）第一条の四第七号の規定に基づき、火薬類取締法の適用を受けない火工品を指定する告示（平成二十四年経済産業省告示第十四号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和二年五月八日

経済産業大臣 梶山 弘志

次の表により、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>一～三十五 [略]</p> <p><u>三十六 電流緊急遮断器であって、次の要件を満たすもの</u></p> <p><u>イ 火薬（過塩素酸塩を主とする火薬に限る。）の量が〇・一一五グラム以下であること。</u></p> <p><u>ロ 電気点火により、ピストンを押し出し、導電板を切断することにより電流を遮断する構造であること。</u></p> <p><u>ハ 外殻は、防錆性を有する材質であること。</u></p> <p><u>ニ 内部の火薬が容易に取り出せない構造であること。</u></p> <p><u>ホ 燃焼室は、気密性を有し、爆発及び燃焼により塑性変形しない材質であること。</u></p> <p><u>ヘ 作動後のピストンは外部に出ないものであり、かつ、燃焼室内の残ガスが外部に漏れないものであること。</u></p> <p><u>三十七 着衣型エアバッグガス発生器（圧力容器付きのものに限る。）であって、次の要件を満たすもの</u></p> <p><u>イ 点火薬（過塩素酸塩を主とする火薬に限る。）の量が〇・五四グラム以下であること。</u></p> <p><u>ロ ガス発生剤の量が、硝酸エステルを主とする火薬にあっては〇・〇四グラム以下であり、かつ、硝酸塩を主とする火薬にあっては一・八三グラム以下であること。</u></p> <p><u>ハ 電気点火により、圧力容器の封板を開放することによりガスを放出させる構造であること。</u></p>	<p>一～三十五 [略]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p>

ニ 外殻は、防錆性を有する材質であること。

ホ 内部の火薬が容易に取り出せない構造であること。

三十八 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第二十二項に規定する無人航空機に用いるパラシュート開傘装置であつて、次の要件を満たすもの

イ 点火薬（過塩素酸塩を主とする火薬に限る。）の量が〇・一二グラム以下であること。

ロ ガス発生剤（硝酸エステルを主とする火薬に限る。）の量が一・九四グラム以下であること。

ハ 電気点火により、ピストン（最大変位が一〇〇ミリメートル以下のものに限る。）を押し出す構造であること。

ニ 本体は、鉄製又はこれと同等以上の強度を有する金属製であること。

ホ 外殻は、防錆性を有する材質であること。

へ 内部の火薬が容易に取り出せない構造であること。

ト 燃焼室は、気密性を有し、爆発及び燃焼により塑性変形しない材質であること。

チ 作動後のピストンは固定され、燃焼室内の残ガスが外部に漏れないものであること。

三十九 航空機用酸素ガス圧力容器封板せん孔器であつて、次の要件を満たすもの

イ 火薬又は爆薬の量が次のいずれかに該当するものであること。

(1) 爆薬（トリニトロレゾルシンバリウムに限る。）の量が〇・〇二八グラム以下であること。

(2) 火薬（硝酸塩を主とする火薬に限る。）の量が〇・〇〇九グラム以下であり、かつ、爆薬（トリニトロレゾルシンバリウムに限る。）の量が〇・〇二グラム以下であること。

[新設]

[新設]

ロ 電気点火により、キリ（最大変位が七・七ミリメートル以下のものに限る。）を押し出し、圧力容器の封板をせん孔することによりガスを放出させる構造であること。

ハ 外殻は、防錆性を有する材質であること。

ニ 内部の火薬及び爆薬が容易に取り出せない構造であること。

ホ 燃焼室は、気密性を有し、爆発及び燃焼により塑性変形しない材質であること。

ヘ 作動後のキリは固定され、燃焼室内の残ガスが外部に漏れないものであること。

備考 表中の [] は注記である。

○経済産業省告示 第百四十号

火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）第四十四条の二第三項及び第五項、……略……の規定に基づき、各条項号の事由及び経済産業大臣が認める場合並びに経済産業大臣が定める期間及び経済産業大臣が定める期限を次のように定める。

令和二年六月二十六日

経済産業大臣 梶山 弘志

1 事由及び経済産業大臣が認める場合

新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）

2 経済産業大臣が定める期間

一 次に掲げる期間が令和二年六月一日から同年九月三十日までの間に終了する者は、当該期間を四月間延長する。

(1) 火薬類取締法施行規則第四十四条の二第二項の規定により経済産業大臣又は都道府県知事が同項の保安検査を行う期間

(2)～(4) [略]

二～六 [略]

3 経済産業大臣が定める期限

火薬類取締法施行規則第四十四条の二第四項の規定により同項の保安検査申請書を提出しなければならない期限が令和二年六月一日から同年九月三十日までの間に終了する者は、当該期限を四月間延長する。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

○経済産業省令 第六十号

火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）及び関係法令の規定に基づき、火薬類取締法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年六月二十六日

経済産業大臣 梶山 弘志

火薬類取締法施行規則等の一部を改正する省令

（火薬類取締法施行規則の一部改正）

第一条 火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（製造営業の許可申請）</p> <p>第二条 法第三条の規定による製造営業の許可を受けようとする者は、様式第一の火薬類製造営業許可申請書に事業計画書、危害予防計画書及び会社にあつては定款の写しを添えて、製造所の所在地を管轄する産業保安監督部長（火薬類取締法施行令（昭和二十五年政令第三百二十三号。以下「令」という。）第十六条第一項第一号の製造所については、当該製造所の所在地を管轄する都道府県知事（当該製造所が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内にある場合にあつては、当該製造所の所在地を管轄する指定都市の長）。第六条第八項及び第九項、第七条、第八条第二項、第四十一条第一項、第四十二条第二項、第四十三条、<u>第四十四条の二第二項及び第四項</u>、第四十四条の三第二項、第四十四条の四、第四十四条の十四並びに第八十一条の十四の表第一号及び第二号において同じ。）に提出しなければならない。ただし、相続、遺贈又は営業の譲渡により事業を継承した者が新たに許可を申請する場合には、事業計画書及び危害予防計画書の添付を省略することができる。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>第三条～第十三条 [略]</p> <p>（火薬庫の所有者又は占有者に係る軽微な変更の工事等）</p>	<p>（製造営業の許可申請）</p> <p>第二条 法第三条の規定による製造営業の許可を受けようとする者は、様式第一の火薬類製造営業許可申請書に事業計画書、危害予防計画書及び会社にあつては定款の写しを添えて、製造所の所在地を管轄する産業保安監督部長（火薬類取締法施行令（昭和二十五年政令第三百二十三号。以下「令」という。）第十六条第一項第一号の製造所については、当該製造所の所在地を管轄する都道府県知事（当該製造所が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内にある場合にあつては、当該製造所の所在地を管轄する指定都市の長）。第六条第八項及び第九項、第七条、第八条第二項、第四十一条第一項、第四十二条第二項、第四十三条、<u>第四十四条の二第二項及び第三項</u>、第四十四条の三第二項、第四十四条の四、第四十四条の十四並びに第八十一条の十四の表第一号及び第二号において同じ。）に提出しなければならない。ただし、相続、遺贈又は営業の譲渡により事業を継承した者が新たに許可を申請する場合には、事業計画書及び危害予防計画書の添付を省略することができる。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>第三条～第十三条 [略]</p> <p>（火薬庫の所有者又は占有者に係る軽微な変更の工事等）</p>

第十四条 [略]

2 法第十二条第二項の規定による届出をしようとする火薬庫の所有者又は占有者は、様式第五の火薬庫軽微変更届に当該変更の概要を記載した書面を添えて、火薬庫の所在地を管轄する都道府県知事（当該火薬庫が指定都市の区域内にある場合にあつては、当該火薬庫の所在地を管轄する指定都市の長。次条、第四十一条第一項、第四十二条第二項、第四十三条、第四十四条の二第二項及び第四項、第四十四条の三第二項、第四十四条の四、第四十四条の十四並びに第八十一条の十四の表第七号から第九号までにおいて同じ。）に提出しなければならない。

第十四条の二～第四十一条 [略]

（指定完成検査機関が行う完成検査の申請等）

第四十二条 [略]

2 法第十五条第一項ただし書又は第二項第一号の規定により、指定完成検査機関が行う完成検査を受けた旨を産業保安監督部長又は都道府県知事（指定都市の区域内にあつては、指定都市の長。第四十四条の二第二項及び第六項、第四十四条の三第二項、第六十七条の七第一項から第三項まで、第八十二条第一項並びに第九十条の二において同じ。）に届け出ようとする製造業者又は火薬庫の所有者若しくは占有者は、様式第十六の指定完成検査機関完成検査受検届を、完成検査を受けた製造所の所在地を管轄する産業保安監督部長又は火薬庫の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

第四十三条・第四十四条 [略]

（特定施設の範囲等）

第四十四条の二 [略]

2 [略]

3 前項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由により前項の回数で同項の保安検査を行うことが困難である場合は、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間に一回当該保安検査を行うものとする。

4 法第三十五条第一項本文の規定により、第二

第十四条 [略]

2 法第十二条第二項の規定による届出をしようとする火薬庫の所有者又は占有者は、様式第五の火薬庫軽微変更届に当該変更の概要を記載した書面を添えて、火薬庫の所在地を管轄する都道府県知事（当該火薬庫が指定都市の区域内にある場合にあつては、当該火薬庫の所在地を管轄する指定都市の長。次条、第四十一条第一項、第四十二条第二項、第四十三条、第四十四条の二第二項及び第三項、第四十四条の三第二項、第四十四条の四、第四十四条の十四並びに第八十一条の十四の表第七号から第九号までにおいて同じ。）に提出しなければならない。

第十四条の二～第四十一条 [略]

（指定完成検査機関が行う完成検査の申請等）

第四十二条 [略]

2 法第十五条第一項ただし書又は第二項第一号の規定により、指定完成検査機関が行う完成検査を受けた旨を産業保安監督部長又は都道府県知事（指定都市の区域内にあつては、指定都市の長。第四十四条の二第二項及び第四項、第四十四条の三第二項、第六十七条の七第一項から第三項まで、第八十二条第一項並びに第九十条の二において同じ。）に届け出ようとする製造業者又は火薬庫の所有者若しくは占有者は、様式第十六の指定完成検査機関完成検査受検届を、完成検査を受けた製造所の所在地を管轄する産業保安監督部長又は火薬庫の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

第四十三条・第四十四条 [略]

（特定施設の範囲等）

第四十四条の二 [略]

2 [略]

[新設]

3 法第三十五条第一項本文の規定により、前項

項の保安検査を受けようとする製造業者又は火薬庫の所有者若しくは占有者は、第四十一条第二項の規定により完成検査証の交付を受けた日又は前回の保安検査について第六項の規定により保安検査証の交付を受けた日から十一月を超えない日（土堤、簡易土堤及び防爆壁（休止施設等を除く。）にあつては、二年十一月を超えない日、休止施設等にあつては、当該休止施設等を再び使用しようとする日の三十日前）までに、様式第十八の保安検査申請書を、当該製造所の所在地を管轄する産業保安監督部長又は当該火薬庫の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由により前項の期限までに同項の保安検査申請書を提出することが困難である場合は、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期限までに当該保安検査申請書を提出しなければならない。

6・7 [略]

（指定保安検査機関が行う保安検査の申請等）

第四十四条の三 前条第二項から第六項までの規定は、指定保安検査機関が行う保安検査に準用する。この場合において、同条第二項から第六項までの規定中「法第三十五条第一項本文」とあるのは「法第三十五条第一項第一号」と、同条第二項中「経済産業大臣又は都道府県知事が行う」とあるのは「指定保安検査機関が行う」と、同条第四項中「当該製造所の所在地を管轄する産業保安監督部長又は当該火薬庫の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは「指定保安検査機関」と、同条第六項中「経済産業大臣又は都道府県知事」とあるのは「指定保安検査機関」と読み替えるものとする。

2 [略]

の保安検査を受けようとする製造業者又は火薬庫の所有者若しくは占有者は、第四十一条第二項の規定により完成検査証の交付を受けた日又は前回の保安検査について次項の規定により保安検査証の交付を受けた日から十一月を超えない日（土堤、簡易土堤及び防爆壁（休止施設等を除く。）にあつては、二年十一月を超えない日、休止施設等にあつては、当該休止施設等を再び使用しようとする日の三十日前）までに、様式第十八の保安検査申請書を、当該製造所の所在地を管轄する産業保安監督部長又は当該火薬庫の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

[新設]

4・5 [略]

（指定保安検査機関が行う保安検査の申請等）

第四十四条の三 前条第二項から第四項までの規定は、指定保安検査機関が行う保安検査に準用する。この場合において、同条第二項から第四項までの規定中「法第三十五条第一項本文」とあるのは「法第三十五条第一項第一号」と、同条第二項中「経済産業大臣又は都道府県知事が行う」とあるのは「指定保安検査機関が行う」と、同条第三項中「当該製造所の所在地を管轄する産業保安監督部長又は当該火薬庫の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは「指定保安検査機関」と、同条第四項中「経済産業大臣又は都道府県知事」とあるのは「指定保安検査機関」と読み替えるものとする。

2 [略]

備考 表中の[]は注記である。

第二条～第十一条 [略]

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○経済産業省令 第九十二号

火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）及び関係法令の規定に基づき、並びに関係法令を実施するため、押印を求める手続の見直し等のための経済産業省関係省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十八日

経済産業大臣 梶山 弘志

押印を求める手続の見直し等のための経済産業省関係省令の一部を改正する省令

第一条 次に掲げる省令の様式中「㊤」を削る。

- 一 火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）様式第一、様式第六から様式第十まで、様式第二十七、様式第二十九、様式第三十、様式第三十六、様式第四十一及び様式第五十二～二十三 [略]

第二条 次に掲げる省令の規定又は様式中「記名押印」を「記名」に改める。

- 一 火薬類取締法施行規則第六十七条の十一
二～五 [略]

第三条～第七条 [略]

（火薬類取締法施行規則の一部改正）

第八条 火薬類取締法施行規則の一部を次のように改正する。

様式第二から様式第五まで、様式第十四、様式第十六から様式第十八まで、様式第二十から様式第二十二まで、様式第二十四から様式第二十六まで、様式第二十八、様式第三十七から様式第四十まで及び様式第四十二から様式第四十五まで中「㊤」及び「3 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）」を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」又は「4 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）」を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を削り、様式第十一中「記名押印」を「氏名」に改める。

第九条～第九十六条 [略]

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類（第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。）は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

- 2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙（第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。）については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○内閣府令 第八十五号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）及び関係法令の規定に基づき、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和二年十二月二十八日

内閣総理大臣 菅 義偉

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則等の一部を改正する内閣府令

第一条～第二条 [略]

（火薬類の運搬に関する内閣府令の一部改正）

第三条 火薬類の運搬に関する内閣府令（昭和三十五年総理府令第六十五号）の一部を次のように改正する。

[略]（概要：別記様式第一、別記様式第四、別記様式第五の「㊦」を削除する。また、備考の1項又は2項の「・・・者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。」を削除し、項番を改める。）

第四条 [略]

（猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令の一部改正）

第五条 猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令（昭和三十九年総理府令第四十六号）の一部を次のように改正する。

[略]（概要：別記様式第1号、第2号、第5号～第11号の「㊦」及び「性別」「男・女」を削除する。また、備考の1項又は2項の「・・・人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。」を削除し、項番を改める。）

第六条～第九条 [略]

附 則

（施行期日）

第一条 この府令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この府令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この府令による改正後の様式によるものとみなす。

2 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○経済産業省令第九号

火薬類取締法（昭和二十五年法律第四百十九号）第七条第一号及び第二号、第十五条第四項並びに第三十条第四項の規定に基づき、火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令を定める。

令和三年三月一日

経済産業大臣 梶山 弘志

火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令

火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前

(定置式製造設備に係る技術上の基準)

第四条 「略」

- 一 製造所内の見やすい場所に火薬類の製造所である旨の標識を掲げ、かつ、爆発又は発火に関し必要な事項を掲示し、製造所内は、危険区域を明瞭に定め、危険区域の周囲には、危険区域が明確に判別できるような措置を講じ、見やすい場所に警戒札を掲示すること。

- 二 危険区域には、製造その他の作業上やむを得ない施設以外のものは設置しないこと。

- 三 危険区域の境界が森林内に設けられた場合には、火災による延焼を防止するための措置

(定置式製造設備に係る技術上の基準)

第四条 「略」

- 一 製造所内の見やすい場所に火薬類の製造所である旨の標識を掲げ、かつ、爆発又は発火に関し必要な事項を明記した掲示板を設け、製造所内は、危険区域を明瞭に定め、危険区域の周囲には、境界さくを設ける等の危険区域が明確に判別できるような措置を講じ、見やすい場所に警戒札を建てること。

- 二 危険区域には、作業上やむを得ない施設以外のものは設置しないこと。

- 三 第一号の境界さくが森林内に設けられた場合には、その境界さくに沿い幅二メートル以

を講ずること。

四 危険工室（不発弾等解撤工室に該当するものを除く。以下この条、第五条及び第四十四条の二において同じ。）、火薬類一時置場（不発弾等一時置場を除く。以下この条、第五条及び第四十四条の二において同じ。）、日乾場、仕掛け準備場、星打ち場、星掛け場、爆発試験場、燃烧試験場、発射試験場又は廃薬焼却場（以下「危険工室等」という。）は、製造所外の保安物件に対して、信号炎管、信号火せん若しくは煙火又はこれらの原料用火薬若しくは爆薬に係るもの以外のものにあつては次の表（い）の、信号炎管、信号火せん若

上の防火のための空地を設けること。

四 危険工室（不発弾等解撤工室に該当するものを除く。以下この条、第五条及び第四十四条の二において同じ。）、火薬類一時置場（不発弾等一時置場を除く。以下この条、第五条及び第四十四条の二において同じ。）、日乾場、爆発試験場、燃烧試験場、発射試験場又は廃薬焼却場（以下「危険工室等」という。）は、製造所外の保安物件に対して、信号焰管、信号火せん若しくは煙火又はこれらの原料用火薬若しくは爆薬に係るもの以外のものにあつては次の表（い）の、信号焰管、信号火せん若しくは煙火又はこれらの原料用火薬

しくは煙火又はこれらの原料用火薬若しくは爆薬に係るものにあつては同表(ろ)の保安距離(保安物件が専ら当該製造所の事業の用に供する施設である場合には、経済産業大臣が告示で定める保安距離)をとること。この場合において、これらの表の保安距離に対応する停滞量を超えて火薬類を存置する場合の保安距離は、次の算式により計算した距離とする。ただし、ニトロ基を三以上含むニトロ化合物又はペンタエリスリットテトラナイトレートnitrateの硝化工室については、存置する数量にかかわらず、第一種保安物件又は第二種保安物件に対しては百メートル、第三種保安物件

若しくは爆薬に係るものにあつては同表(ろ)の保安距離(保安物件が専ら当該製造所の事業の用に供する施設である場合には、経済産業大臣が告示で定める保安距離)をとること。この場合において、これらの表の保安距離に対応する停滞量を超えて火薬類を存置する場合の保安距離は、次の算式により計算した距離とする。ただし、ニトロ基を三以上含むニトロ化合物又はペンタエリスリットテトラナイトレートnitrateの硝化工室については、存置する数量にかかわらず、第一種保安物件又は第二種保安物件に対しては百メートル、第三種保安物件又は第四種保安物件に対しては五十メ

(ろ)	区分		(い)	〔略〕
	(三)	(一) ・ (二)		
	発火の危険のある工室(がん具煙火の発火の危険のある工	〔略〕		
	〔略〕	〔略〕		

又は第四種保安物件に対しては五十メートル、導火線若しくは電気導火線又は第一条の五第一号へ(2)に掲げるがん具煙火以外のがん具煙火のみの火薬類一時置場については、存置する数量にかかわらず、十メートルとする。

〔式略〕

(ろ)	区分		(い)	〔略〕
	(三)	(一) ・ (二)		
	発火の危険のある工室(がん具煙火の発火の危険のある	〔略〕		
	〔略〕	〔略〕		

メートル、導火線若しくは電気導火線又は第一条の五第一号へ(2)に掲げるがん具煙火以外のがん具煙火のみの火薬類一時置場については、存置する数量にかかわらず、十メートルとする。

〔式略〕

(四) ～ (七)	室を除く。)、日乾場、仕掛 け準備場、星打ち場又は星掛 け場	[略]
-----------------	--------------------------------------	-----

四の二・五 「略」

五の二 煙火の製造所にあつては、粉じん爆発の危険性が高いものとして経済産業大臣が告示で定める金属粉を貯蔵する原料薬品貯蔵所を危険区域内に設けないこと。

六 爆発の危険のある工室(不発弾等解撤工室に該当するものを除く。以下同じ。)は、別棟とし、火炎に対して抵抗性を有する構造とし、

(四) ～ (七)	工室を除く。)又は日乾場	[略]
-----------------	--------------	-----

四の二・五 「略」

五の二 煙火の製造所にあつては、粉塵爆発の危険性が高いものとして経済産業大臣が告示で定める金属粉を貯蔵する原料薬品貯蔵所を危険区域内に設けないこと。

六 爆発の危険のある工室(不発弾等解撤工室に該当するものを除く。以下同じ。)は、別棟とし、火焰に対して抵抗性を有する構造と

かつ、爆発の際軽量の飛散物となるような建築材料を使用すること。ただし、放爆式構造又は準放爆式構造とする場合には、建築材料については、この限りでない。

七 信号炎管、信号火せん若しくは煙火の製造所又は火薬若しくは爆薬を製造する製造所であつて、これを原料として信号炎管、信号火せん若しくは煙火のみを製造するもの（以下「煙火等の製造所」と総称する。）以外の製造所にあつては、爆発の危険のある工室（火薬又は爆薬の停滞量（火工品にあつては、その原料をなす火薬又は爆薬の停滞量）が三十キログラム以下の放爆式構造又は準放爆式構

し、かつ、爆発の際軽量の飛散物となるような建築材料を使用すること。ただし、放爆式構造又は準放爆式構造とする場合には、建築材料については、この限りでない。

七 信号焰管、信号火せん若しくは煙火の製造所又は火薬若しくは爆薬を製造する製造所であつて、これを原料として信号焰管、信号火せん若しくは煙火のみを製造するもの（以下「煙火等の製造所」と総称する。）以外の製造所にあつては、爆発の危険のある工室（火薬又は爆薬の停滞量（火工品にあつては、その原料をなす火薬又は爆薬の停滞量）が三十キログラム以下の放爆式構造又は準放爆式構

造の工室であつて、放爆面の方向に第三十一条の三に規定する防爆壁を設けているものを除く。）又は火薬類一時置場には、第三十一条に規定する土堤を設けること。ただし、実包、空包若しくは推進的爆発の用途に供せられる火薬であつてロケットの推進に用いられるものを保管する火薬類一時置場であつてその構造が第二十七条の四第一項に規定する基準に比して同等以上であるもの又は導火線を保管する火薬類一時置場であつてその構造が第二十九条に規定する基準に比して同等以上であるものにあつてはその土堤を省略し、放爆式構造若しくは準放爆式構造の工室にあつ

造の工室であつて、放爆面の方向に第三十一条の三の規定により経済産業大臣が告示で定める基準による防爆壁を設けているものを除く。）又は火薬類一時置場には、第三十一条各号の基準による土堤を設けること。ただし、実包、空包若しくは推進的爆発の用途に供せられる火薬であつてロケットの推進に用いられるものを保管する火薬類一時置場であつてその構造が第二十七条の四第一項に規定する基準に比して同等以上であるもの又は導火線を保管する火薬類一時置場であつてその構造が第二十九条に規定する基準に比して同等以上であるものにあつてはその土堤を省略し

ては放爆面以外の方向の土堤を省略することができる。

七の二 煙火等の製造所にあつては、爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場には、第三十一条に規定する土堤、第三十一条の二に規定する簡易土堤又は第三十一条の三に規定する防爆壁を設けること。ただし、がん具煙火貯蔵庫に貯蔵することができるがん具煙火を保管する火薬類一時置場であつてその構造が第二十九条に規定する基準に比して同等以上であるものにあつてはその土堤、簡易土堤又は防爆壁を省略し、放爆式構造又は準放爆式

、放爆式構造若しくは準放爆式構造の工室にあつては放爆面以外の方向の土堤を省略することができる。

七の二 煙火等の製造所にあつては、爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場には、第三十一条各号の基準による土堤、第三十一条の二に規定する基準による簡易土堤又は第三十一条の三の規定により経済産業大臣が告示で定める基準による防爆壁を設けること。ただし、がん具煙火貯蔵庫に貯蔵することができるがん具煙火を保管する火薬類一時置場であつてその構造が第二十九条に規定する基準に比して同等以上であるものにあつてはその土

構造の工室にあつては放爆面以外の方向の土堤、簡易土堤及び防爆壁を省略し、製造所外の保安物件に対する保安距離若しくは製造所内の他の施設に対する保安距離が第四号の規定による保安距離若しくは第四号の二の規定による保安距離の四倍以上の危険工室又は火薬類一時置場にあつては当該方向の土堤、簡易土堤及び防爆壁を省略し、当該保安距離若しくは保安間隔が二倍以上四倍未満の危険工室又は火薬類一時置場にあつては防火壁の設置その他の延焼を遮断するための措置を講ずることに代えることができる。

堤、簡易土堤又は防爆壁を省略し、放爆式構造又は準放爆式構造の工室にあつては放爆面以外の方向の土堤、簡易土堤及び防爆壁を省略し、製造所外の保安物件に対する保安距離若しくは製造所内の他の施設に対する保安間隔が第四号の規定による保安距離若しくは第四号の二の規定による保安間隔の四倍以上の危険工室又は火薬類一時置場にあつては当該方向の土堤、簡易土堤及び防爆壁を省略し、当該保安距離若しくは保安間隔が二倍以上四倍未満の危険工室又は火薬類一時置場にあつては防火壁の設置その他延焼を遮断する措置を講ずることに代えることができる。

七の三 危険工室及び火薬又は爆薬の停滞量（火工品にあつてはその原料をなす火薬又は爆薬の停滞量）が百キログラムを超える火薬類一時置場にあつては、第三十条に規定する避雷装置を設けること。ただし、煙火等の製造所における危険工室及びがん具煙火貯蔵庫に貯蔵することができるとがん具煙火を保管する火薬類一時置場であつてその構造が第二十九条に規定する基準に比して同等以上であるもの並びに導火線を保管する火薬類一時置場であつてその構造が第二十九条に規定する基準に比して同等以上であるものについては、この限りでない。

七の三 危険工室及び火薬又は爆薬の停滞量（火工品にあつてはその原料をなす火薬又は爆薬の停滞量）が百キログラムを超える火薬類一時置場にあつては、第三十条の規定により経済産業大臣が告示で定める基準による避雷装置を設けること。ただし、煙火等の製造所における危険工室及びがん具煙火貯蔵庫に貯蔵することができるとがん具煙火を保管する火薬類一時置場であつてその構造が第二十九条に規定する基準に比して同等以上であるもの並びに導火線を保管する火薬類一時置場であつてその構造が第二十九条に規定する基準に比して同等以上であるものについては、この

限りでない。

八 「略」

九 発火の危険のある工室と他の施設（発火の危険のある工室と連絡する渡り廊下のある施設並びに煙火等の製造所における発火の危険のある工室との保安距離が第四号に規定する保安距離の二倍未満である製造所外の保安物件及び発火の危険のある工室との保安間隔が第四号の二に規定する保安間隔の二倍未満である製造所内の施設をいう。）との間に防火壁の設置その他の延焼を遮断するための措置を講ずること。

九の二 「略」

八 「略」

九 発火の危険のある工室と他の施設（発火の危険のある工室と連絡する渡り廊下のある施設並びに煙火等の製造所における発火の危険のある工室との保安距離が第四号に規定する保安距離の二倍未満である製造所外の保安物件及び発火の危険のある工室との保安間隔が第四号の二に規定する保安間隔の二倍未満である製造所内の施設をいう。）との間に防火壁の設置その他延焼を遮断する措置を講ずること。

九の二 「略」

九の三 無煙火薬を存置する火薬類一時置場（火工品の原料として使用する無煙火薬を存置する火薬類一時置場を除く。第二十六号の二において同じ。）には、当該無煙火薬の分解及び発火を防止するための措置並びに当該無煙火薬が発火したときに爆発を防止するための措置を講ずること。

十 危険工室の付近には、貯水池、貯水槽、消火栓等の消火の設備を設けること。

十一 危険工室の窓及び扉は、次のイからハまでに定めるところによること。

イ 危険工室の窓及び出口の扉は、非常の際に容易に避難できる構造とすること。

九の三 無煙火薬を存置する火薬類一時置場（火工品の原料として使用する無煙火薬を存置する火薬類一時置場を除く。以下第十一号の二、第十四号の二及び第二十六号の二において同じ。）には、経済産業大臣が告示で定める基準によるスプリンクラー設備を設けること。

十 危険工室の付近には、貯水池、貯水槽、非常栓等の消火の設備を設けること。

十一 危険工室には、非常の際の避難に便利なようにできるだけ多くの窓及び出口を設け、

それらの扉は外開きとし、その金具（硝安油剤爆薬又は含水爆薬を取り扱う危険工室の扉

ロ 危険工室の窓及び扉に用いる金具は、摩擦により火薬類が爆発し又は発火するおそれがない材質のものとする。ただし、当該危害が発生するおそれがないときは、この限りでない。

ハ 危険工室の窓には、直射日光により火薬類が爆発し又は発火することを防止するための措置を講ずること。ただし、当該危害が発生するおそれがないときは、この限りでない。

〔削る〕

の金具を除く。）は、直接鉄と摩擦する部分には、銅、真ちゆう等を使用し、かつ、直射日光を受ける部分の窓ガラスは、不透明のものを使用すること。ただし、次のイ又はロのいずれかの場合にあつては、それぞれ当該イ又はロに定めるものを外開きとしないことができる。

イ 二箇所以上の適切な数の出口を設けた場合
合 窓の扉
ロ 積雪のため窓又は出口の扉を外開きにすることが非常の際の避難に不便な場合 窓又は出口の扉

十一の二 無煙火薬を存置する火薬類一時置場

十二 危険工室の内面は、次のイからニまでに定めるところによること。

イ 危険工室の内面には、内面の剥離及び内面の一部が火薬類に混入することを防止するための措置を講ずること。

ロ 危険工室の内面には、飛散した火薬類の浸透又は浸入を防止するための措置及び飛散した火薬類を容易に除去できる措置を講ずること。ただし、火薬類が飛散するおそれがないときは、この限りでない。

ハ 危険工室の床面には、火薬類が落下する

に窓を設ける場合には、暗幕その他の遮光のための設備を設けること。

十二 危険工室の内面は、土砂類のはく落及び飛散を防ぐ構造とし、かつ、床面には鉄類を表さないこと。

ことにより爆発し又は発火することを防止するための措置を講ずること。ただし、火薬類が床面にこぼれ若しくは落下するおそれがないとき又は火薬類が落下することにより爆発し若しくは発火するおそれがないときは、この限りでない。

ニ 危険工室の床面には、鉄類を表さないこと。

十三 削除

十三 危険工室の床面は、次のイ及びロに適合すること。

イ 鉛板、ゴム板、ビニル床シート等の軟質材料を使用すること。ただし、電気雷管の製造所又は煙火等の製造所にあつては、床

材として木板を使用することができ、また、次の(1)又は(2)のいずれかの危険工室にあつては、コンクリート打ちモルタル仕上げ又はコンクリート打ち塗装仕上げとすることができ。

(1) 製造設備の構造上、火薬類が設備外にこぼれることがなく、床面に落下又は飛散するおそれがない危険工室

(2) 取り扱われる火薬類の種類若しくは状態又は危険工室の床面の状態にかんがみ、当該火薬類が、床面への落下等により、床面との衝撃又は摩擦（危険工室内で起こり得るものをいう。）を生じさせた場

十四 危険工室内には、原動機及び温湿度調整装置を据付けないこと。ただし、火薬類の爆発又は発火を起こすおそれがないときは、この限りでない。

〔削る〕

合であっても、爆発又は発火のおそれがないと認められる危険工室

ロ 火薬類が浸透し、又はその粉末が浸入しないような措置を講ずること。

十四 危険工室内には、原動機及び温湿度調整装置を据付けないこと。ただし、爆発又は発火を起こすおそれのない場合には、この限りでない。

十四の二 無煙火薬を存置する火薬類一時置場には、床面から一・五メートルの高さに温湿度記録計を設置するとともに、当該火薬類一時置場内の温度を四十度以下に保ち、かつ、相対湿度を七十五パーセント以下に保つこ

十五 危険工室内に据付け又は備え付ける機械、器具又は容器は、次のイからニまでに定めるところによること。

イ 摩擦により火薬類が爆発し又は発火しない構造とすること。ただし、当該危害が生ずるおそれがないときは、この限りでない。

ロ 振動又は衝撃により火薬類が爆発し又は発火しない構造とすること。ただし、当該

と。この場合において、温湿度調整装置を設置するときは、当該火薬類一時置場の構造及び当該無煙火薬の種類に応じて、防爆性能を有する構造のものを設置すること。

十五 危険工室内に据付け又は備え付ける機械、器具又は容器は、作業上やむを得ない部分のほか、鉄と鉄との摩擦のないものを使用し、すべての摩擦部には、十分に滑剤を塗布し、かつ、動揺、脱落、腐しよく又は火薬類の粉末の付着若しくは浸入を防ぐ構造とすること。

危害が発生するおそれがないときは、この限りでない。

ハ 腐食により火薬類が変質し又は爆発し若しくは発火しない構造とすること。ただし、当該危害が発生するおそれがないときは、この限りでない。

ニ 火薬類の付着、浸透又は浸入により火薬類が爆発し又は発火しない構造とすること。ただし、当該危害が発生するおそれがないときは、この限りでない。

十六 危険工室内に暖房設備を設ける場合は、火薬類の爆発又は発火を防止するための措置を講ずるとともに、燃焼しやすい物と隔離す

十六 危険工室内の暖房装置には、蒸気、熱気又は温水のほかは使用せず、かつ、燃焼しやすい物と隔離し、その熱面に火薬類の粉末又

ること。

十七 危険工室内におけるパラフィン槽には、パラフィンの過熱による火薬類の爆発又は発火を防止するための措置を講ずること。

十八 危険工室又は火薬類一時置場を照明する設備には、漏電、可燃性ガス、粉じん等により火薬類が爆発し又は発火することを防止するための措置を講ずること。ただし、当該危害が発生するおそれがないときは、この限りでない。

十九 「略」

二十 危険工室等には、内部又は外部の見やす

は塵あいの付着を避ける措置を講ずること。

十七 危険工室内におけるパラフィン槽には、槽内のいずれの部分も摂氏百二十度を超えないように温度測定装置を備えた安全装置を付けること。

十八 危険工室又は火薬類一時置場を照明する設備は、漏電、可燃性ガス、粉じん等に対して安全な防護装置を設けた電灯及び電気配線又は工室内と完全に隔離した電灯及び電気配線とすること。

十九 「略」

二十 危険工室等には、内部又は外部の見やす

い場所に、火薬類の種類及び停滞量、同時に
存置することができる火薬類の原料の種類及
び最大数量、定員、注意事項その他必要な事
項を掲示すること。

二十一 「略」

「削る」

二十二 火薬類及びその原料の粉じんが飛散す
るおそれがある設備には、粉じんの飛散を防
ぐための措置を講ずること。

二十二の二 硝化設備、乾燥設備その他特に温

い場所に掲示板を設け、火薬類の種類及び停
滞量、同時に存置することができる火薬類の
原料の種類及び最大数量、定員、取扱心得そ
の他必要な事項を明記すること。

二十一 「略」

二十二 火薬類の飛散するおそれのある工室の
天井及び内壁は、隙間のないようにし、かつ
、水洗に耐え表面が滑らかになるような措置
を講ずること。

二十二の二 火薬類及びその原料の粉じんが飛
散するおそれのある設備には、粉じんの飛散
を防ぐ措置を講ずること。

二十二の三 硝化設備、乾燥設備その他特に温

度の変化が起こる設備には、火薬類の温度変化による爆発又は発火を防止するための措置を講ずること。

二十二の三 火薬類又はその原料を加圧する設備には、火薬類又はその原料を過度に加圧することを防ぐための措置を講ずること。ただし、当該火薬類又はその原料が、加圧により爆発し又は発火するおそれがないときは、この限りでない。

二十二の四 危険工室には、静電気により火薬類が爆発し又は発火することを防止するための措置を講ずること。ただし、当該危害が生ずるおそれがないときは、この限りでない。

度の変化が起こる設備には、温度測定装置を設けること。

二十二の四 火薬類を加圧する設備には、安全装置を設けること。

二十二の五 火薬類の製造中に静電気を発生し、爆発又は発火するおそれのある設備には、静電気を有効に除去する措置を講ずること。

い。

〔削る〕

〔削る〕

二十三 工室には、可燃性ガス又は有毒ガスの排気装置を設けること。ただし、これらのガスが発散するおそれがないときは、この限りでない。

二十三の二 火薬類の乾燥を行う製造所にあつ

二十二の五の二 雷薬又は滝剤の配合及びてん薬を行う危険工室の床及び作業台には、導電性マットを敷設し、かつ、接地すること。

二十二の六 静電気により爆発又は発火するおそれのある火薬類を取り扱う危険工室等には、身体に帯電した静電気を除去するための設備を当該工室の入口に設けること。

二十三 可燃性ガス又は有毒ガスの発散するおそれのある工室には、ガスの排気装置を設けること。

二十三の二 火薬類の乾燥を行う製造所にあつ

ては、乾燥中に火薬類が爆発し又は発火するおそれがあるときは、火薬類を乾燥する工室を設けること。ただし、導火線の製造所又は煙火等の製造所にあつては、日乾場をもつてこれに代えることができる。

二十四 火薬類を乾燥する工室内の加温装置には、乾燥中の火薬類が爆発し又は発火しないための措置を講ずること。

二十四の二 日乾場の乾燥台には、火薬類の落下による爆発又は発火を防止するための措置及び火薬類への砂じん等の混入を防止するた

ては、火薬類を乾燥する工室を設けること。ただし、導火線の製造所又は煙火等の製造所にあつては、日乾場をもつてこれに代えることができる。

二十四 火薬類を乾燥する工室内の加温装置は、乾燥中の火薬類と隔離して設置すること。ただし、温水加温装置でその温度が乾燥温度とほぼ同一のものについては、この限りでない。

二十四の二 日乾場の乾燥台は、ほぼ六十センチメートルの高さとすること。

めの措置を講ずること。

二十四の三 日乾場は、その他の施設に対する距離が二十メートル以下の場合には、その施設との間に、爆発の危険のある日乾場にあつては第三十一条の二に規定する簡易土堤（ただし、高さは二・五メートル以上）又は第三十一条の三に規定する防爆壁を設け、発火の危険のある日乾場にあつては防火壁の設置その他の延焼を遮断するための措置を講ずること。

二十四の四 日乾場には、火薬類を放冷するための設備を設けること。ただし、日乾作業終

二十四の三 日乾場は、その他の施設に対する距離が二十メートル以下の場合には、その施設との間に、爆発の危険のある日乾場にあつては第三十一条の二に規定する基準（ただし、高さは二・五メートル以上）による簡易土堤又は第三十一条の三の規定により経済産業大臣が告示で定める基準による防爆壁を設け、発火の危険のある日乾場にあつては防火壁の設置その他延焼を遮断する措置を講ずること。

二十四の四 日乾場には、必要に応じて日乾作業終了後火薬類を放冷するための設備を設け

了後火薬類を放冷する必要があるときは、この限りでない。

二十四の五 星打ち場又は星掛け場には、日光の直射を防ぐための措置を講ずること。

二十五 爆発試験場、燃烧試験場、発射試験場又は廃薬焼却場は、次のイからハまでに定めるところによること。

イ 危険区域内に設けること。

ロ 第三十一条に規定する土堤若しくは第三十一条の三に規定する防爆壁を設置すること又は防火壁の設置その他の延焼を遮断するための措置を講ずること。ただし、火薬類が爆発し又は発火することにより周辺の

ること。

〔新設〕

二十五 爆発試験場、燃烧試験場、発射試験場又は廃薬焼却場は、危険区域内に設け、できるだけ土堤、防爆壁又は防火壁を設け、かつ、その周囲の樹木、雑草等は常に伐採しておくこと。

施設に危害を及ぼすおそれがないときは、

この限りでない。

ハ 周囲の火災を防止するための措置を講ずること。

二十六 火薬類又はその原料を運搬する容器は、できるだけ緻密軟質で当該火薬類又はその原料と化学作用を起こさない材料を使用し、かつ、確実に蓋のできる構造とすること。

二十六の二 「略」

二十七 危険区域内で火薬類を運搬する運搬車は、運搬する火薬類その他周囲の火薬類の爆発又は発火を起こすおそれがないものであること。

二十六 火薬類又はその原料を運搬する容器は、できるだけ密軟質で収容物と化学作用を起こさない材料を使用し、かつ、確実にふたのできる構造とすること。

二十六の二 「略」

二十七 危険区域内で火薬類を運搬する運搬車は、手押し車、蓄電池車又はディーゼル車とし、手押し車にあつては火薬類に摩擦及び衝動を与えないような構造とし、蓄電池車又は

二十八 火薬類の運搬通路の路面及び勾配は、
火薬類を安全に運搬できるものであること。

2 製造設備が定置式製造設備であつて、不発弾等の解撤作業を行う製造施設における法第七条第一号の規定による製造施設の構造、位置及び設備の技術上の基準は、前項第一号から第三号まで、第五号、第七号、第七号の三、第九号、第九号の二、第十号から第十二号まで、第十四号から第二十二号まで、第二十二号の三から第二十四号まで、第二十六号、第二十七号及び第

ディーゼル車にあつては経済産業大臣が告示で定める基準による構造とすること。

二十八 火薬類の運搬通路の路面は平たんにし、地形上やむを得ない場合のほかは、こう配は、五十分の一以下とすること。

2 製造設備が定置式製造設備であつて、不発弾等の解撤作業を行う製造施設における法第七条第一号の規定による製造施設の構造、位置及び設備の技術上の基準は、前項各号に掲げるもののほか、次の各号に掲げるものとする。

二十八号に掲げるもののほか、次の各号に掲げるものとする。

一～四 「略」

五 削除

六 削除

一～四 「略」

五 不発弾等解撤工室（鋼製チャンバを除く。

）の内面は、土砂類のはく落及び飛散を防ぐ構造とし、かつ、床面には鉄類を表さないこと。

六 不発弾等解撤工室（鋼製チャンバを除く。

）の床面は、次に掲げる措置を講ずること。

イ 鉛板、ゴム板、ビニル床シート等の軟質

材料を使用すること。ただし、次の(1)又は

(2)のいずれかの不発弾等解撤工室は、コン

クリート打ちモルタル仕上げ又はコンクリ

ト打ち塗装仕上げとすることができる。

(1) 解撤設備の構造上、不発弾等の解撤に

より生じる火薬類が設備外にこぼれること
とがなく、床面に落下又は飛散するおそ
れがないもの

(2) 取り扱われる不発弾等の種類若しくは

状態又は不発弾等解撤工室の床面の状態
にかんがみ、当該不発弾等が、床面への
落下等により床面との衝撃又は摩擦（不
発弾等解撤工室内で起こり得るものをい
う。）を生じさせた場合であつても、爆
発又は発火のおそれがないと認められる
もの

七
〔略〕

八 解撤設備は、遠隔操作による設備とするよう努めること。

九 解撤作業中には、不発弾等の温度上昇を防止するための措置を講ずること。ただし、温度上昇により不発弾等が爆発し又は発火するおそれがないときは、この限りでない。

十
〔略〕

十一 不発弾等廃棄処理場は、次のイからハマで定めるところによること。

ロ 不発弾等の解撤により生じる火薬類が浸透し、又はその粉末が浸入しないような措置を講ずること。

七
〔略〕

八 解撤設備は、できるだけ遠隔操作による設備とすること。

九 解撤作業中にその温度が上昇し、爆発又は発火するおそれがある不発弾等を取り扱う設備には、温度上昇を防止する措置を講ずること。

十
〔略〕

十一 不発弾等廃棄処理場は、危険区域内に設け、できるだけ土堤、防爆壁又は防火壁を設

イ 危険区域内に設けること。

ロ 第三十一条に規定する土堤若しくは第三十一条の三に規定する防爆壁を設置すること又は防火壁の設置その他の延焼を遮断するための措置を講ずること。ただし、火薬類が爆発し又は発火することにより周辺の施設に危害を及ぼすおそれがないときは、この限りでない。

ハ 周囲の火災を防止するための措置を講ずること。

3 第一項第一号から第九号まで、第九号の三から第十二号まで、第十五号から第二十四号の四まで及び第二十五号から第二十八号まで並びに

け、かつ、その周囲の樹木、雑草等は常に伐採しておくこと。

3 第一項第一号から第九号まで、第九号の三から第十三号まで、第十四号の二から第二十二号の四まで及び第二十二号の五の二から第二十八

前項第一号から第四号まで及び第十一号に規定する基準については、経済産業大臣が土地の状況その他の関係により危険のおそれがないと認められた場合に限り、当該規定にかかわらず、その程度に応じて認めたものをもつて基準とする。

(移動式製造設備に係る技術上の基準)

第四条の二 「略」

一 製造所内の見やすい場所に火薬類の製造所である旨の標識を掲げ、かつ、爆発又は発火に関し必要な事項を掲示し、製造所内は、移動式製造設備を用いて特定硝酸アンモニウム系爆薬を製造（原料を混合して火薬類を製造

号まで並びに前項第一号から第四号まで、第六号及び第十一号に規定する基準については、経済産業大臣が土地の状況その他の関係により危険のおそれがないと認めた場合に限り、当該規定にかかわらず、その程度に応じて認めたものをもつて基準とする。

(移動式製造設備に係る技術上の基準)

第四条の二 「略」

一 製造所内の見やすい場所に火薬類の製造所である旨の標識を掲げ、かつ、爆発又は発火に関し必要な事項を明記した掲示板を設け、製造所内は、移動式製造設備を用いて特定硝酸アンモニウム系爆薬を製造（原料を混合し

し、その火薬類を移動式製造設備等に収納すること又は原料を混合して火薬類を製造し、その火薬類を発破孔に装填することをいう。

以下この条、第五条の二、第五十一条及び第五十二条において同じ。）する区域（以下「移動区域」という。）を明瞭に定め、移動区域の周囲には、見やすい場所に警戒札を掲げること。

二 「略」

三 移動区域の境界が森林内に設けられた場合には、火災による延焼を防止するための措置を講ずること。

て火薬類を製造し、その火薬類を移動式製造設備等に収納すること又は原料を混合して火薬類を製造し、その火薬類を発破孔に装てんすることをいう。以下この条、第五条の二、第五十一条及び第五十二条において同じ。）する区域（以下「移動区域」という。）を明瞭に定め、移動区域の周囲には、できるだけ境界さくを設け、見やすい場所に警戒札を建てること。

二 「略」

三 第一号の境界さくが森林内に設けられた場合には、その境界さくに沿い幅二メートル以上の防火のための空地を設けること。

四 建築物内で移動式製造設備を用いて特定硝酸アンモニウム系爆薬を製造する場合には、移動式製造設備用工室を設けること。この場合において、移動式製造設備用工室の構造、位置及び設備の技術上の基準については、前条第一項第七号の三、第八号、第十号から第十二号まで、第十四号から第十六号まで及び第十八号から第二十二号までの規定を準用する。

五 「略」

六 移動式製造設備用工室（特定硝酸アンモニウム系爆薬を製造しているものに限る。）又は移動式製造設備（特定硝酸アンモニウム系

四 建築物内で移動式製造設備を用いて特定硝酸アンモニウム系爆薬を製造する場合には、移動式製造設備用工室を設けること。

五 「略」

六 移動式製造設備用工室（特定硝酸アンモニウム系爆薬を製造しているものに限る。）又は移動式製造設備（特定硝酸アンモニウム系

爆薬を製造しているものに限る。)は、製造所内の他の施設及び発破場所(当該移動式製造設備で製造した特定硝酸アンモニウム系爆薬を使用している発破場所を除く。)に対して経済産業大臣が告示で定める危険間隔をとることとし、移動式製造設備にあつては、その危険間隔が明らかになるような措置を講ずること。

七・八 「略」

九 削除

十 削除

爆薬を製造しているものに限る。)は、製造所内の他の施設及び発破場所(当該移動式製造設備で製造した特定硝酸アンモニウム系爆薬を使用している発破場所を除く。)に対して経済産業大臣が告示で定める危険間隔をとることとし、移動式製造設備にあつては、その危険間隔が明らかになるような措置を講ずること。

七・八 「略」

九 移動式製造設備用工室を設ける場合には、第三十条の規定により経済産業大臣が告示で定める基準による避雷装置を設けること。

十 移動式製造設備用工室は、別棟とし、かつ

十一 移動式製造設備には、自動消火設備、消火器等の消火設備を設けること。

十二 削除

十三 削除

、耐火性構造とすること。

十一 移動式製造設備は、できるだけ耐火性構造とし、かつ、自動消火設備、消火器等の消火設備を設けること。

十二 移動式製造設備用工室の付近には、貯水池、貯水槽、非常栓等の消火の設備を設けること。

十三 移動式製造設備用工室には、非常の際の避難に便利なようにできるだけ多くの窓及び出口を設け、それらの扉は外開きとし、かつ、直射日光を受ける部分の窓ガラスは、不透明のものを使用すること。ただし、次のイ又はロのいずれかの場合にあつては、それぞれ

十四 削除

十五 移動式製造設備は、土砂類の浸入を防ぐ構造とし、かつ、原料又は特定硝酸アンモニウム系爆薬と直接接触れる部分は、さびにくい

当該イ又はロに定めるものを外開きとしないことができる。

イ 二箇所以上の適切な数の出口を設けた場合 窓の扉

ロ 積雪のため窓又は出口の扉を外開きにするのが非常の際の避難に不便な場合 窓又は出口の扉

十四 移動式製造設備用工室の内面は、土砂類のはく落及び飛散を防ぐ構造とし、かつ、床面には鉄類を表さないこと。

十五 移動式製造設備は、土砂類の浸入を防ぐ構造とし、かつ、原料又は特定硝酸アンモニウム系爆薬と直接接触れる部分は、できるだけ

材料を使用するよう努めること。

十六 削除

十七 削除

十八 移動式製造設備の移動は、製造し及び運

搬する特定硝酸アンモニウム系爆薬並びに周囲の火薬類の爆発又は発火を起すおそれがない構造の車両によることとし、製造のために車両の動力を使用する場合には、移動と製造とが同時にできない構造とし、製造のため

さびにくい材料を使用すること。

十六 移動式製造設備用工室の床面は、特定硝酸アンモニウム系爆薬が浸透し、又は浸入しないような措置を講じること。

十七 移動式製造設備用工室には、原動機を据付けないこと。ただし、爆発又は発火を起すおそれのない場合には、この限りでない。

十八 移動式製造設備の移動は、経済産業大臣が告示で定めるディーゼル車によることとし、製造のためディーゼル車の動力を使用する場合には、移動と製造とが同時にできない構造とし、製造のためディーゼル車の動力を使用しない場合には、製造のための動力は、爆

に車両の動力を使用しない場合には、製造のための動力は、特定硝酸アンモニウム系爆薬の爆発又は発火を起こすおそれがないものであること。

十九 移動式製造設備に据付け又は備え付ける機械、器具又は容器は、次のイからホまでに定めるところによること。

イ 摩擦により特定硝酸アンモニウム系爆薬が爆発し又は発火しない構造とすること。

ロ 振動又は衝撃により特定硝酸アンモニウム系爆薬が爆発し又は発火しない構造とすること。

ハ 腐食により特定硝酸アンモニウム系爆薬

発又は発火を起こすおそれがないものであること。

十九 移動式製造設備用工室又は移動式製造設備に据付け又は備え付ける機械、器具又は容器は、振動、衝撃等により変形しない構造とし、作業上やむを得ない部分のほか、鉄と鉄との摩擦のないものを使用し、すべての摩擦部には、十分に滑剤を塗布し、かつ、動揺、脱落、腐しよく又は特定硝酸アンモニウム系爆薬の付着、浸透若しくは浸入を防ぐ構造とすること。

が変質し又は爆発し若しくは発火しない構造とすること。

ニ 特定硝酸アンモニウム系爆薬の付着、浸透又は浸入により爆発し又は発火しない構造とすること。

ホ 振動、衝撃等により変形しない構造とすること。

二十 削除

二十 移動式製造設備用工室又は移動式製造設備の暖房装置には、蒸気、熱気又は温水のほかは使用せず、かつ、燃焼しやすい物と隔離し、その熱面に特定硝酸アンモニウム系爆薬又は塵あいの付着を避ける措置を講じること。

二十一 移動式製造設備を照明する設備は、漏電、可燃性ガス、粉じん等に対して安全な防護措置を設けた電灯及び電気配線又は移動式製造設備と完全に隔離した電灯及び電気配線とすること。

二十二 移動式製造設備（特定硝酸アンモニウム系爆薬を製造しているものに限る。）の機械設備の金属部は、接地しておくこと。

二十三 移動式製造設備又は廃薬焼却場には、内部又は外部の見やすい場所に、特定硝酸アンモニウム系爆薬の停滞量、同時に存置する

二十一 移動式製造設備用工室又は移動式製造設備を照明する設備は、漏電、可燃性ガス、粉じん等に対して安全な防護措置を設けた電灯及び電気配線又は移動式製造設備用工室と完全に隔離した電灯及び電気配線とすること。

二十二 移動式製造設備用工室又は移動式製造設備（特定硝酸アンモニウム系爆薬を製造しているものに限る。）の機械設備の金属部は、接地しておくこと。

二十三 移動式製造設備用工室、移動式製造設備又は廃薬焼却場には、内部又は外部の見やすい場所に掲示板を設け、特定硝酸アンモニ

ことができる特定硝酸アンモニウム系爆薬の原料の種類及び最大数量、定員、注意事項その他必要な事項を掲示すること。

二十四 削除

二十五 削除

二十六 移動式製造設備には、特定硝酸アンモニウム系爆薬及びその原料の粉じんの飛散を

ウム系爆薬の停滞量、同時に存置することができる特定硝酸アンモニウム系爆薬の原料の種類及び最大数量、定員、取扱心得その他必要な事項を明記すること。

二十四 移動式製造設備用工室に面して設置された普通木造建築物には、耐火的措置を講じること。

二十五 移動式製造設備用工室の天井及び内壁は、隙間のないようにし、かつ、水洗に耐え表面が滑らかになるような措置を講じること。

二十六 移動式製造設備用工室又は移動式製造設備には、特定硝酸アンモニウム系爆薬及び

防ぐ措置を講ずること。

二十七 移動式製造設備には、静電気を有効に除去する措置を講ずること。

二十八 「略」

二十九 移動式製造設備で、特定硝酸アンモニウム系爆薬と直接接触れる回転部は、摩擦により当該特定硝酸アンモニウム系爆薬が爆発し又は発火することを防止するための措置を講ずること。

三十 移動式製造設備に備え付ける収納又は装填するためのホースは十分な強度を有し、摩擦、衝撃及び静電気に対して安全な措置を講

その原料の粉じんの飛散を防ぐ措置を講ずること。

二十七 移動式製造設備には、静電気を有効に除去する措置を講ずること。

二十八 「略」

二十九 移動式製造設備で、特定硝酸アンモニウム系爆薬と直接接触れる回転部は内壁と接触しないよう間隙をとること。

三十 移動式製造設備に備え付ける収納又は装填するためのホースは十分な強度を有し、摩擦、衝撃及び静電気に対して安全な措置を

ずること。

三十一 移動式製造設備のうち、特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料を加圧する設備には、当該特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料を過度に加圧することを防ぐための措置を講ずること。ただし、当該特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料が、加圧により爆発し又は発火するおそれがないときは、この限りでない。

三十二 特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料を運搬する容器は、当該特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料と化学作用を起さない材料を使用し、かつ、確実に蓋のできる構造とする。

講ずること。

三十一 移動式製造設備のうち、特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料を加圧する設備であつて、発火又は爆発するおそれのある設備には、安全装置を設けること。

三十二 特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料を運搬する容器は、ち密軟質で収容物と化学作用を起さない材料を使用し、かつ、確実にふたのできる構造とすること。

る構造とすること。

三十三 廃棄焼却場は、次のイからハまでに定めるところによること。

イ 移動区域内に設けること。

ロ 第三十一条に規定する土堤若しくは第三十一条の三に規定する防爆壁を設置すること又は防火壁の設置その他の延焼を遮断するための措置を講ずること。ただし、火薬類が爆発することにより周辺の施設に危害を及ぼすおそれがないときは、この限りでない。

ハ 周囲の火災を防止するための措置を講ずること。

三十三 廃棄焼却場は、移動区域内に設け、できるだけ土堤、防爆壁又は防火壁を設け、かつ、その周囲の樹木、雑草等は常に伐採しておくこと。

2 前項第五号から第八号までに規定する基準については、経済産業大臣が土地等の状況その他の関係により危険のおそれがないと認めた場合に限り、当該規定にかかわらず、その程度に応じて認められたものをもつて基準とする。

(定置式製造設備に係る製造方法の基準)

第五条 「略」

一 信号炎管、信号火せん若しくは煙火又はこれらの原料用火薬若しくは爆薬は、あらかじめ、信号炎管、信号火せん又は煙火にあつてはその構造及び組成並びに一日に製造する最大数量及び一月に製造する最大数量を、これ

2 前項第五号から第十号までに規定する基準については、経済産業大臣が土地等の状況その他の関係により危険のおそれがないと認めた場合に限り、当該規定にかかわらず、その程度に応じて認められたものをもつて基準とする。

(定置式製造設備に係る製造方法の基準)

第五条 「略」

一 信号焰管、信号火せん若しくは煙火又はこれらの原料用火薬若しくは爆薬は、あらかじめ、信号焰管、信号火せん又は煙火にあつてはその構造及び組成並びに一日に製造する最大数量及び一月に製造する最大数量を、これ

らの原料用火薬又は爆薬にあつてはその成分
配合比の範囲及び一日に製造する最大数量を
定め、当該構造及び組成に従い、当該成分配
合比の範囲内で、かつ、当該最大数量以下で
製造すること。

二〇五 「略」

六 工室又は火薬類一時置場は、鉄、砂れき、
木片又はガラス片等の異物が混入することに
より火薬類が変質し又は爆発し若しくは発火
することを防止するための措置を講ずるこ
と。ただし、当該危害が発生するおそれがな
いときは、この限りでない。

七 「略」

らの原料用火薬又は爆薬にあつてはその成分
配合比の範囲及び一日に製造する最大数量を
定め、当該構造及び組成に従い、当該成分配
合比の範囲内で、かつ、当該最大数量以下で
製造すること。

二〇五 「略」

六 工室又は火薬類一時置場は、常に清潔に掃
除し、鉄、砂れき、木片又はガラス片等の異
物が火薬類に混入することを防ぎ、強風の場
合には、砂塵の飛揚を防ぐためできるだけ工
室の付近に散水する等の適切な措置を講ずる
こと。

七 「略」

八 危険工室等及びそれらの付近には、爆発し、発火し、又は燃焼しやすい物を堆積しないこと。ただし、梱包材の一時存置その他の作業上やむを得ない場合において、一時的に堆積するときは、この限りでない。

九・十 「略」

十の二 日乾作業終了後火薬類を放冷する必要がある場合には、集積することなく、第四条第一項第二十四号の四の規定により設けられた設備で十分に放冷した後でなければ、日乾場から他の場所に移動しないこと。

十一 危険工室内で使用する機械、器具又は容器は、常にそれらの機能を点検し及び整備す

八 危険工室等及びそれらの付近には、爆発し、発火し、又は燃焼しやすい物をたい積しないこと。

九・十 「略」

十の二 日乾作業終了後火薬類を放冷する必要がある場合には、集積することなく、第四条第一項第二十四号の四の規定により設けられた設備で常温まで放冷した後でなければ、日乾場から他の場所に移動しないこと。

十一 危険工室内で使用する機械、器具又は容器は、常にそれらの機能を点検し、手入れを

るとともに、不具合のある場合は使用しないこと。

十二 危険工室内で使用する機械、器具又は容器を修理する場合には、製造保安責任者の指示に従つて、あらかじめ危険予防の措置を講ずること。

十三 危険工室又は火薬類一時置場の改築又は修繕の工事をしようとするときは、製造保安

怠らないこと。

十二 危険工室内で使用する機械、器具又は容器を修理する場合には、必ず当該工室の外において、製造保安責任者の指示に従つてその機械、器具又は容器に付着又は滲透した火薬類を除去した後でなければ着手しないこと。ただし、やむを得ずその工室内で修理する場合には、室内の危険物を安全な場所に移す等の必要な措置を講じた後で行わなければならない。

十三 危険工室又は火薬類一時置場の改築又は修繕の工事をしようとするときは、あらかじめ

責任者の指示に従つて、あらかじめ危険予防の措置を講ずること。

十四 「略」

十五 火薬類の廃棄又は不良品は、危険予防及び盗難防止のための措置を講じた上で速やかに廃棄すること。

十六 「略」

十六の二 原動機をもつ車両は、火薬類の粉末が飛散し、又は可燃性ガスが発散するおそれ

め危険予防の措置を講ずること。

十四 「略」

十五 火薬類の廃棄又は不良品は、一定の廃棄容器に収納し、これらが発生した日のうちに一定の場所で廃棄すること。ただし、強風等により当該日のうちに適切な廃棄ができない場合は、確実な危険予防及び盗難防止の措置を講じた上で、適切な廃棄が可能となつたときに速やかに廃棄することとする。

十六 「略」

十六の二 蓄電池車及びディーゼル車は、火薬類の粉末が飛散し、又は可燃性ガスが発散す

がある工室及びその付近に入れないこと。ただし、飛散する火薬類又は発散する可燃性ガスの爆発又は発火を防止するための措置が講じられている場合は、この限りでない。

十七 火薬類、油類等の付着しているおそれがある布類その他の廃材は、廃棄するまでの間、危険予防の措置を講ずること。

十八 火薬類の爆発試験、燃焼試験、発射試験及び火薬類の焼却等は、それぞれ爆発試験場、燃焼試験場、発射試験場、廃薬焼却場等一定の場所で行うこと。

十九 「略」

るおそれのある工室及びその付近に入れないこと。

十七 火薬類、油類等の付着しているおそれがある布類その他の廃材は、一定の容器に収納し、毎日作業終了後工室外に搬出して一定の場所で危険予防の措置を講ずること。

十八 火薬類の爆発試験、燃焼試験、発射試験及び火薬類の焼却等は、それぞれ一定の場所で行うこと。

十九 「略」

十九の二 前二号及び第二十八号に掲げるもの
以外の火薬類の製造作業は、一定の工室で行
うこと。ただし、次のいずれかに該当する場
合は、この限りでない。

イ 「略」

ロ 一定の仕掛け準備場において仕掛け準備
作業を行う場合

ハ 一定の星打ち場又は星掛け場において星
打ち作業又は星掛け作業を行う場合

十九の二 前二号及び第二十八号に掲げるもの
以外の火薬類の製造作業は、一定の工室で行
うこと。ただし、次の各号の一に該当する場
合は、この限りでない。

イ 「略」

ロ 第四条第一項第四号及び第四号の二に規
定する危険工室の例により設けられた一定
の仕掛け準備場において仕掛け準備作業を
行う場合

ハ 第四条第一項第四号及び第四号の二に規
定する危険工室の例により設けられた一定
の星打ち場又は一定の星掛け場であつて日
光の直射を防ぐ措置を講じたものにおいて

星打ち作業及び星掛け作業を行う場合

二十 「略」

二十一 容器包装のうち内装容器及び外装容器並びに打揚煙火にあつてはその外殻には、当該火薬類の種類、数量、製造所名及び製造年月日を表示し、かつ、がん具煙火にあつては当該内装容器に当該がん具煙火の使用方法を表示すること。ただし、紙筒、紙袋、プラスチックフィルム袋等これらのすべてを記載できないことが明らかな内装容器については、この限りでない。

二十二～二十四 「略」

二十五 火薬類一時置場に無煙火薬を存置する

二十 「略」

二十一 容器包装のうち内装容器及び外装容器並びに打揚げ煙火にあつてはその外殻には、当該火薬類の種類、数量、製造所名及び製造年月日を表示し、かつ、がん具煙火にあつては当該内装容器に当該がん具煙火の使用方法を表示すること。ただし、紙筒、紙袋、プラスチックフィルム袋等これらのすべてを記載できないことが明らかな内装容器については、この限りでない。

二十二～二十四 「略」

二十五 火薬類一時置場に無煙火薬を存置する

場合には、通気を確保するため当該火薬類一時置場の内壁及び床面に直に触れないような措置を講ずるとともに、荷崩れせず、安全に搬出入が可能な高さで積むこと。

二十六 「略」

二十七 毎日の製造作業終了後、工室内に火薬類を存置させないこと。やむを得ず存置する場合は、見張りを行う等の盗難を防止するための措置を講ずるとともに、必要に応じて爆発又は発火を防止するための措置を講ずること。

二十八 赤りんを取り扱う作業は、他の危険工

場合には、当該火薬類一時置場の内壁から三十センチメートル以上を隔て、枕木又はそのこ（その表面にくぎ等の鉄類を表さないこと。）を置いて平積みとし、かつ、その高さは一・八メートル以下とすること。

二十六 「略」

二十七 毎日の製造作業終了後、工室内に火薬類を存置させないこと。ただし、やむを得ず存置する場合には、見張をつける等盗難防止の措置を講じなければならない。

二十八 赤燐を取り扱う作業は、他の危険工

室と隔離した専用の危険工室で行い、かつ、器具、容器、作業衣及び履物は、専用のものを使用すること。

二十九・三十 「略」

三十一 球状の打揚煙火の外殻の貼り付け作業を行った後は、導火線の取付け等の外殻に孔をあける作業をしないこと。

三十一の二・三十一の三 「略」

三十二 赤りんを取り扱う配合工室及び鶏冠石と塩素酸カリウムとを配合する工室は、毎日一回以上水洗掃除をすること。

三十三 「略」

三十四 静電気により爆発し又は発火するおそ

と隔離した専用の危険工室で行い、かつ、器具、容器、作業衣及び履物は、専用のものを使用すること。

二十九・三十 「略」

三十一 球状の打揚煙火の外殻のはり付け作業を行った後は、導火線の取付け等の外殻に孔をあける作業をしないこと。

三十一の二・三十一の三 「略」

三十二 赤燐を取り扱う配合工室及び鶏冠石と塩素酸カリウムとを配合する工室は、毎日一回以上水洗掃除をすること。

三十三 「略」

三十四 雷薬又は滝剤の配合作業又はてん薬作

れがある火薬類を取り扱う際には、帯電した静電気を有効に除去するための措置を講ずること。

三十五 噴出薬を詰めた筒を脇に挟みかつ腕に抱え、又は手でつかむことにより保持しながら、筒に設けた噴出口から空中に火の粉を噴き出させることにより消費する煙火（以下「手筒煙火」という。）の製造を行う際には、次のイからへまでのいずれにも適合するこ

業を行う際には、次の各号の措置を講ずること。

イ 履物及び手袋は導電性のものを着用すること。

ロ ふるい、たらい及び小分け用スコップは、導電性のもの（鉄製のものを除く。）を使用すること。

三十五 噴出薬を詰めた筒をわきに挟みかつ腕に抱え、又は手でつかむことにより保持しながら、筒に設けた噴出口から空中に火の粉を噴き出させることにより消費する煙火（以下「手筒煙火」という。）の製造を行う際には、次のイからへまでのいずれにも適合するこ

と。

イ 「略」

ロ 噴出薬の填薬作業は、空隙が生じないよう密に詰めて行うこと。

ハ〜ヘ 「略」

2 製造設備が定置式製造設備であつて、不発弾等の解撤作業を行う製造施設における法第七条第二号の規定による製造方法の技術上の基準は、前項第二号、第四号から第八号まで、第十号、第十一号から第二十号まで、第二十四号及び第二十七号に掲げるもののほか、次の各号に掲げるものとする。

一 あらかじめ一日に解撤する不発弾等の最大

と。

イ 「略」

ロ 噴出薬のてん薬作業は、空隙が生じないよう密に詰めて行うこと。

ハ〜ヘ 「略」

2 製造設備が定置式製造設備であつて、不発弾等の解撤作業を行う製造施設における法第七条第二号の規定による製造方法の技術上の基準は、前項各号に掲げるもののほか、次の各号に掲げるものとする。

一 不発弾等は、あらかじめ一日に解撤する最

数量を定め、当該最大数量以下で解撤すること。

二〇五 「略」

3 「略」

(移動式製造設備に係る製造方法の基準)

第五条の二 「略」

一〇五 「略」

六 移動式製造設備を用いて特定硝酸アンモニウム系爆薬を製造する場合には、移動式製造設備を固定すること。

七 建築物内で移動式製造設備を用いて特定硝酸アンモニウム系爆薬を製造する場合には、

大数量を定め、当該最大数量以下で解撤すること。

二〇五 「略」

3 「略」

(移動式製造設備に係る製造方法の基準)

第五条の二 「略」

一〇五 「略」

六 移動式製造設備を用いて特定硝酸アンモニウム系爆薬を製造する場合には、移動式製造設備を固定する。

七 建築物内で移動式製造設備を用いて特定硝酸アンモニウム系爆薬を製造する場合には、

移動式製造設備用工室においてしなければならない。この場合において、工室内における製造方法の技術上の基準については、前条第一項第六号から第八号まで、第十一号から第十四号まで及び第二十七号の規定を準用する。

八 移動式製造設備には、鉄、砂れき、木片又はガラス片等の異物が特定硝酸アンモニウム系爆薬に混入することを防止するための措置を講ずること。

移動式製造設備用工室においてしなければならない。

八 移動式製造設備用工室又は移動式製造設備は、常に清潔に掃除し、鉄、砂れき、木片又はガラス片等の異物が特定硝酸アンモニウム系爆薬に混入することを防ぎ、強風の場合には、砂塵の飛揚を防ぐためできるだけ移動式製造設備用工室又は移動式製造設備の付近に散水する等の適切な措置を講ずること。

九 移動式製造設備の危険間隔内又は廃棄焼却場には、携帯電灯のほかは灯火を携えないこと。

十 移動式製造設備又は廃棄焼却場の付近には、爆発し、発火し、又は燃焼しやすい物を堆積しないこと。ただし、梱包材の一時存置その他の作業上やむを得ない場合に一時的に堆積するときは、この限りでない。

十一 「略」

十二 移動式製造設備は、常にその機能を点検し及び整備し、不具合のある場合は使用しないこと。

九 移動式製造設備用工室、移動式製造設備の危険間隔内又は廃棄焼却場には、携帯電灯のほかは灯火を携えないこと。

十 移動式製造設備用工室、移動式製造設備又は廃棄焼却場の付近には、爆発し、発火し、又は燃焼しやすい物をたい積しないこと。

十一 「略」

十二 移動式製造設備用工室で使用する機械、器具若しくは容器又は移動式製造設備は、常にそれらの機能を点検し、手入れを怠らないこと。

十三 移動式製造設備を改造、修繕又は修理する場合には、製造保安責任者の指示に従つて、あらかじめ危険予防の措置を講ずること。

十四 削除

十三 移動式製造設備用工室で使用する機械、器具若しくは容器又は移動式製造設備を修理する場合には、移動式製造設備用工室外において、製造保安責任者の指示に従つてその機械、器具若しくは容器又は移動式製造設備に付着した特定硝酸アンモニウム系爆薬を除去した後でなければ着手しないこと。ただし、やむを得ず移動式製造設備用工室で修理する場合には、室内の危険物を安全な場所に移す等の必要な措置を講じた後で行わなければならない。

十四 移動式製造設備用工室の改築若しくは修繕の工事又は移動式製造設備の改造若しくは

十五 移動式製造設備は、その目的を定め、その目的とする作業以外に使用しないこと。

十六 特定硝酸アンモニウム系爆薬の廃棄又は不良品は、危険予防及び盗難防止のための措置を講じた上で、速やかに廃棄すること。

修繕の工事をしようとするときは、あらかじめ危険予防の措置を講じること。

十五 移動式製造設備用工室又は移動式製造設備は、その目的を定め、その目的とする作業以外に使用しないこと。

十六 特定硝酸アンモニウム系爆薬の廃棄又は不良品は、一定の廃棄容器に収納し、これらが発生した日のうちに一定の場所で廃棄すること。ただし、強風等により当該日のうちに適切な廃棄ができない場合は、確実な危険予防及び盗難防止の措置を講じた上で、適切な廃棄が可能となったときに速やかに廃棄することとする。

十七 特定硝酸アンモニウム系爆薬、油類等の
付着しているおそれがある布類その他の廃材
は、廃棄するまでの間、危険予防の措置を講
ずること。

十八 削除

十九 毎日の製造及び消費作業終了後、移動式
製造設備に特定硝酸アンモニウム系爆薬を存
置させないこと。やむを得ず存置する場合は
、見張りを行う等の盗難を防止するための措
置を講ずるとともに、必要に応じて安全な措
置を講ずること。

十七 特定硝酸アンモニウム系爆薬、油類等の
付着しているおそれのある布類その他の廃材
は、一定の容器に収納し、毎日作業終了後一
定の場所で危険予防の措置を講じること。

十八 特定硝酸アンモニウム系爆薬の焼却は、
一定の場所で行うこと。

十九 毎日の製造及び消費作業終了後、移動式
製造設備用工室及び移動式製造設備に特定硝
酸アンモニウム系爆薬を存置させないこと。
ただし、やむを得ず存置する場合は、必要に
応じて安全な措置を講じた後に、見張りを行
う等の盗難防止の措置を講じなければならな
い。

二十 [略]

二十一 移動式製造設備から特定硝酸アンモニウム系爆薬を発破孔へ装填する場合は、適切な圧力により排出を行うこと。

二十二・二十三 [略]

2 [略]

別表第一 (第四十四条第一項関係)

検査項目	完成検査の方法
1 製造設備が定置式製造設備であつて、火薬類の製造作業を行う製造施設	

二十 [略]

二十一 移動式製造設備から特定硝酸アンモニウム系爆薬を発破孔へ装てんする場合は、適切な圧力により排出を行うこと。

二十二・二十三 [略]

2 [略]

別表第一 (第四十四条第一項関係)

検査項目	完成検査の方法
1 製造設備が定置式製造設備であつて、火薬類の製造作業を行う製造施設	

<p>二 〔略〕</p>	<p>設の場合</p> <p>一 第四条第一項 第一号の標識及び爆発又は発火に関し必要な事項の揭示、危険区域の設定、危険区域が明確に判別できるような措置並びに警戒札の掲示の状況</p>
<p>二 〔略〕</p>	<p>一 製造所の標識及び爆発又は発火に関し必要な事項の揭示、危険区域の設定、危険区域が明確に判別できるような措置並びに警戒札の掲示の状況を、目視及び図面により検査する。</p>
<p>二 〔略〕</p>	<p>設の場合</p> <p>一 第四条第一項 第一号の標識、揭示板、危険区域、境界さく及び警戒札等</p>
<p>二 〔略〕</p>	<p>一 製造所の標識、揭示板、境界さく及び警戒札の設置等の措置の状況並びに危険区域の設定の状況を、目視及び図面により検査する。</p>

三 第四条第一項

第三号の火災に
よる延焼を防止
するための措置

三 危険区域の境界が

森林内に設けられた
場合について火災に
よる延焼を防止する
ための措置の状況を
、目視、図面、巻尺
その他の測定器具を
用いた測定又は機器
等の作動試験若しく
はその記録により検
査する。

三 第四条第一項

第三号の防火の
ための空地

三 森林内に設けた境

界さく沿いの防火の
ための空地の幅を、
巻き尺その他の測定
器具を用いた測定に
より検査する。ただ
し、当該測定におい
て、既定の幅を満た
していることが目視
により容易に判定で
きる場合に限り、目
視による検査に替え
ることができる。

四・五 「略」

六 第四条第一項

第五号の危険区

域内のボイラー

室及び煙突

四・五 「略」

六 危険区域内にボイ

ラー室及び煙突が設

置されていないこと

を、目視又は図面に

より検査する。ただ

し、危険区域内に、

固体燃料を使用しな

いボイラーのボイラ

ー室及び煙突が設置

されている場合には

ボイラーの燃料の

種類を、記録により

四・五 「略」

六 第四条第一項

第五号の危険区

域内のボイラー

室及び煙突

四・五 「略」

六 危険区域内に設け

たボイラーの燃料の

種類を、記録により

検査する。

検査する。

六の二 「略」

七 第四条第一項

第六号の爆発の

危険のある工室

の構造及び建築

材料

六の二 「略」

七 爆発の危険のある

工室について、設置

の状況、火炎に対し

て抵抗性を有する構

造となつてゐること

及び建築材料の種類

を、目視及び図面に

より検査する。ただ

し、放爆式構造又は

準放爆式構造の場合

であつて、既定の建

六の二 「略」

七 第四条第一項

第六号の爆発の

危険のある工室

の構造及び建築

材料

六の二 「略」

七 爆発の危険のある

工室について、設置

の状況、火焰に対し

て抵抗性を有する構

造及び建築材料の種

類を、目視及び図面

により検査する。た

だし、放爆式構造又

は準放爆式構造の場

合であつて、既定の

建築材料を使用しな

八 第四条第一項
第七号の煙火等
の製造所以外の
製造所の爆発の
危険のある工室
又は火薬類一時
置場の土堤及び

築材料を使用しない
ものについては、当
該工室の構造等を、
目視、図面及び測定
器具を用いた測定に
より検査する。

八 煙火等の製造所以
外の製造所の爆発の
危険のある工室又は
火薬類一時置場に設
けた土堤の構造等を
、別表第二第十六項
各号に掲げる完成検

八 第四条第一項
第七号の煙火等
の製造所以外の
製造所の爆発の
危険のある工室
又は火薬類一時
置場の土堤及び

いものについては、
当該工室の構造等を
、目視、図面及び測
定器具を用いた測定
により検査する。

八 煙火等の製造所以
外の製造所の爆発の
危険のある工室又は
火薬類一時置場に設
けた土堤の構造等を
、別表第二第十五項
各号に掲げる完成検

防爆壁

査の方法により検査する。ただし、放爆式構造又は準放爆式構造の危険工室等を互いに接続している場合であつて、土堤に代えて防爆壁を設けたものについては、当該工室の構造等を、目視及び図面により検査し、及び当該防爆壁の構造等を、別表第二第十八項

防爆壁

査の方法により検査する。ただし、放爆式構造又は準放爆式構造の危険工室等を互いに接続している場合であつて、土堤に替えて防爆壁を設けたものについては、当該工室の構造等を、目視及び図面により検査し、及び当該防爆壁の構造等を、別表第二第十七項

に掲げる完成検査の方法により検査する。なお、実包、空包若しくは推進的爆発の用途に供せられる火薬であつてロケットの推進に用いられるものを保管する火薬類一時置場の場合であつて、土堤を省略したものについては、当該火薬類一時置場の構造等を、

各号に掲げる完成検査の方法により検査する。なお、実包、空包若しくは推進的爆発の用途に供せられる火薬であつてロケットの推進に用いられるものを保管する火薬類一時置場の場合であつて、土堤を省略したものについては、当該火薬類一時置場の構造等を

別表第二第十二項第一号に掲げる完成検査の方法により検査し、導火線を保管する火薬類一時置場の場合であつて、土堤を省略したものに就いては、当該火薬類一時置場の構造等を、別表第二第十四項に掲げる完成検査の方法により検査し、及び放爆式構造又は

、別表第二第十一項各号に掲げる完成検査の方法により検査し、導火線を保管する火薬類一時置場の場合であつて、土堤を省略したものに就いては、当該火薬類一時置場の構造等を、別表第二第十三項各号に掲げる完成検査の方法により検査し、及び放爆式構造

九 第四条第一項
第七号の二の煙
火等の製造所の
爆発の危険のあ
る工室又は火薬

準放爆式構造の工室
の場合であつて、放
爆面以外の方向の土
堤を省略したものに
ついては、当該工室
の構造等を、目視及
び図面により検査す
る。

九 煙火等の製造所の
爆発の危険のある工
室又は火薬類一時置
場に設けた土堤、簡
易土堤又は防爆壁を

九 第四条第一項
第七号の二の煙
火等の製造所の
爆発の危険のあ
る工室又は火薬

又は準放爆式構造の
工室の場合であつて
、放爆面以外の方向
の土堤等を省略した
ものについては、当
該工室の構造等を、
目視及び図面により
検査する。

九 煙火等の製造所の
爆発の危険のある工
室又は火薬類一時置
場に設けた土堤、簡
易土堤又は防爆壁（

類一時置場に設ける土堤、簡易土堤、防爆壁又は防火壁の設置その他の延焼を遮断するための措置

、別表第二第十六項から第十八項に掲げる完成検査の方法により検査する。ただし、がん具煙火貯蔵庫に貯蔵することができるがん具煙火を貯蔵する火薬類一時置場の場合であつて、土堤、簡易土堤又は防爆壁を省略したものについては、当該火薬類一時置場の

類一時置場に設ける土堤、簡易土堤、防爆壁又は防火壁の設置その他の延焼を遮断する措置

以下「土堤等」という。の構造等を、別表第二第十五項から第十七項に掲げる完成検査の方法により検査する。ただし、がん具煙火貯蔵庫に貯蔵することができるがん具煙火を貯蔵する火薬類一時置場の場合であつて、土堤等を省略したもののについては、当該

構造等を、別表第二
第十四項に掲げる完
成検査の方法により
検査し、放爆式構造
又は準放爆式構造の
危険工室等を互いに
接続している場合に
あつて、放爆面以外
の方向の土堤、簡易
土堤又は防爆壁を省
略したものについて
は、当該工室の構造
等を、目視及び図面

火薬類一時置場の構
造等を、別表第二第
十三項各号に掲げる
完成検査の方法によ
り検査し、放爆式構
造又は準放爆式構造
の危険工室等を互い
に接続している場合
であつて、放爆面以
外の方向の土堤等を
省略したものについ
ては、当該工室の構
造等を、目視及び図

により検査し、製造所外の保安物件に対する保安距離又は製造所内の他の施設に対する保安間隔を目視又は測定器具を用いた測定により検査し、並びに土堤、簡易土堤又は防爆壁を省略した場合であつて、防火壁の設置その他の延焼を遮断するため措置を講じ

面により検査し、及び土堤等を省略した場合であつて、防火壁の設置その他延焼を遮断する措置を講じているものについては、当該防火壁の構造等を、目視及び図面により検査する。

十 第四条第一項

第七号の三の避

雷装置

ているものについて
は、当該措置の状況
を、目視及び図面に
より検査する。

十 危険工室及び火薬

又は爆薬の停滞量（

火工品にあつてはそ

の原料をなす火薬又

は爆薬の停滞量）が

百キログラムを超え

る火薬類一時置場に

設けた避雷装置の構

造等を、別表第二第

十 第四条第一項

第七号の三の避

雷装置

十 危険工室及び火薬

又は爆薬の停滞量（

火工品にあつてはそ

の原料をなす火薬又

は爆薬の停滞量）が

百キログラムを超え

る火薬類一時置場に

設けた避雷装置の構

造等を、別表第二第

十五項に掲げる完成
検査の方法により検
査する。ただし、煙
火等の製造所におけ
る危険工室及びがん
具煙火貯蔵庫に貯蔵
することができるが
ん具煙火並びに導火
線を保管する火薬類
一時置場の場合であ
つて、避雷装置を設
置していないものに
ついては、当該火薬

十四項に掲げる完成
検査の方法により検
査する。ただし、煙
火等の製造所におけ
る危険工室及びがん
具煙火貯蔵庫に貯蔵
することができるが
ん具煙火並びに導火
線を保管する火薬類
一時置場の場合であ
つて、避雷装置を設
置していないものに
ついては、当該火薬

項第九号の発火	十二 第四条第一	室の危険のある工	十一 第四条第一	項第八号の発火
---------	----------	----------	----------	---------

る工室と他の施設と	十二 発火の危険のあ	査する。 視及び図面により検	類一時置場の構造等を、別表第二第十四項に掲げる完成検査の方法により検査を行う。	十一 発火の危険のあ	る工室の設置の状況及び耐火性構造とな	つていることを、目
-----------	------------	-------------------	---	------------	--------------------	-----------

項第九号の発火	十二 第四条第一	室の耐火性構造	十一 第四条第一	項第八号の発火
---------	----------	---------	----------	---------

る工室と他の施設と	十二 発火の危険のあ	目視及び図面により検査する。	類一時置場の構造等を、別表第二第十三項各号に掲げる完成検査の方法により検査を行う。	十一 発火の危険のあ	る工室の設置の状況及び耐火性構造を、
-----------	------------	----------------	---	------------	--------------------

<p>の危険のある工 室と他の施設と の間への防火壁 の設置その他の 延焼を遮断する ための措置</p>	<p>十三 第四条第一 項第九号の二の 発火の危険のあ る設備の消火設 備</p>
--	---

<p>の間への防火壁の設 置その他の延焼を遮 断するための措置の 状況を、目視及び図 面により検査する。</p>	<p>十三 危険工室の発火 の危険のある設備の 消火設備について設 置の状況を、目視及 び図面により検査し 、及び当該消火設備 の性能を、作動試験</p>
--	---

<p>の危険のある工 室と他の施設と の間への防火壁 の設置その他延 焼を遮断する措 置</p>	<p>十三 第四条第一 項第九号の二の 発火の危険のあ る設備の消火設 備</p>
--	---

<p>の間への防火壁の設 置その他の延焼を遮 断する措置の状況を 、目視及び図面によ り検査する。</p>	<p>十三 危険工室の発火 の危険のある設備の 消火設備の設置の状 況を、目視及び図面 により検査し、及び 当該消火設備の性能 を、作動試験又はそ</p>
---	---

十三の二 第四条

第一項第九号の

三の無煙火薬の

分解及び発火を

防止するための

措置並びに当該

無煙火薬が発火

したときに爆発

を防止するため

の措置

又はその記録により
検査する。

十三の二 無煙火薬を

存置する火薬類一時

置場における火薬の

分解及び発火を防止

するための措置並び

に当該発火による爆

発を防止するための

措置の状況を、目視

、図面、測定器具を

用いた測定及び機器

等の作動試験又はそ

十三の二 第四条

第一項第九号の

三のスプリング

ラー設備

の記録により検査す
る。

十三の二 無煙火薬を

存置する火薬類一時

置場に設けたスプリ

ングラー設備の設置

の状況を、目視、図

面及び測定器具を用

いた測定により検査

し、かつ、当該スプ

リングラー設備の性

能を、作動試験又は

その記録により検査

十四 [略]	十五 第四条第一	項第十一号イの 危険工室の窓及 び出口の扉	[削る]
--------	----------	-----------------------------	------

十四 [略]	十五 危険工室の窓及 び出口の扉について	、非常の際に容易に 避難できる構造とな っていることを、目 視及び図面により検 査する。	[削る]
--------	-------------------------	--	------

十四 [略]	十五 第四条第一 項第十一号の危 険工室の窓、出 口及び扉	十五の二 第四条 第一項第十一号 の二の暗幕その
--------	--	--------------------------------

十四 [略]	十五 危険工室に設け た窓及び出口の設置 の状況、構造、当該 扉の金具の材質並び に窓ガラスの不透明 性を、目視及び図面 により検査する。	十五の二 無煙火薬を 存置する火薬類一時 置場に設けた窓の暗
--------	---	--------------------------------------

十五の二 第四条

第一項第十一号

口の危険工室の

窓及び扉に用い

る金具

十五の二 危険工室の

窓及び扉に用いる金

具の材質を、目視又

は図面により検査す

る。ただし、摩擦に

より火薬類が爆発し

又は発火するおそれ

がない場合には、当

該おそれがないこと

他の遮光のため
の設備

〔新設〕

幕その他の遮光のた
めの設備の設置の状
況を、目視により検
査する。

〔新設〕

十五の三 第四条

第一項第十一号

ハの危険工室の

窓

を、目視、図面又は
記録により検査す
る。

十五の三 危険工室の

窓について火薬類が
爆発し又は発火する
ことを防止するため
の措置の状況を、目
視又は図面により検
査する。ただし、直
射日光により火薬類
が爆発し又は発火す
るおそれがない場合

〔新設〕

〔新設〕

十六の二 第四条
十六 第四条第一
項第十二号イの
内面の剥離及び
内面の一部が火
薬類に混入する
ことを防止する
ための措置

には、当該おそれが
ないことを、目視、
図面又は記録により
検査する。
十六 危険工室の内面
について、内面の剥
離及び内面の一部が
火薬類に混入するこ
とを防止するための
措置の状況を、目視
又は図面により検査
する。

「新設」
十六 第四条第一
項第十二号の危
険工室の内面

十六 危険工室の内面
について、土砂類の
はく落及び飛散を防
ぎ、かつ、床面に鉄
類を表さない構造と
なっていることを、
目視により検査す
る。

「新設」

第一項第十二号
口の飛散した火
薬類の浸透又は
浸入を防止する
ための措置及び
飛散した火薬類
を容易に除去で
きる措置

内面について、飛散
した火薬類の浸透又
は浸入を防止するた
めの措置の状況を、
目視又は図面により
検査し、及び飛散し
た火薬類を容易に除
去するための措置の
状況を、目視又は図
面により検査する。
ただし、火薬類が飛
散するおそれがない
場合には、当該おそ

十六の三 第四条

第一項第十二号

ハの床面の、火

薬類が落下する

ことにより爆発

し又は発火する

ことを防止する

ための措置

れがないことを、目
視、図面又は記録に
より検査する。

十六の三 危険工室の

床面について、火薬

類が落下することに

より爆発し又は発火

することを防止する

ための措置の状況を

目視又は図面により

検査する。ただし、

火薬類が床面にこぼ

れ又は落下するおそ

〔新設〕

〔新設〕

十六の四 第四条
第一項第十二号

れがない場合は、当該おそれがないことを、目視、図面又は記録により検査し、火薬類が落下することにより爆発し又は発火するおそれがない場合は、当該おそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。

十六の四 第四条第一項第十二号ニの危険

〔新設〕

〔新設〕

二の危険工室の 床面	十七 削除	十八 第四条第一 項第十四号の危 険工室内の原動
---------------	-------	--------------------------------

工室の床面の材料を 目視又は図面によ り検査する。	十七 削除	十八 危険工室内に原 動機及び温湿度調整 装置が据付けられて
---------------------------------	-------	--------------------------------------

危険工室の床面	十七 第四条第一 項第十三号の危 険工室内の原動	十八 第四条第一 項第十四号の危 険工室内の原動
---------	--------------------------------	--------------------------------

十七 危険工室の床面 の材料の種類及び火 薬類の浸透又はその 粉末が侵入しないよ うな措置の状況を、 目視により検査す る。	十八 危険工室内に据 付けた原動機及び温 湿度調整装置の爆発
--	--------------------------------------

機及び温湿度調
整装置据付け制
限

「削る」

いないことを、目視
により検査する。た
だし、火薬類の爆発
又は発火を起こすお
それがない場合には
、当該おそれがない
ことを、目視、図面
又は記録により検査
する。

「削る」

機及び温湿度調
整装置据付け制
限

十八の二 第四条
第一項第十四号
の二の温湿度記
録計及び温湿度

又は発火を起こすお
それのない措置の状
況を、目視により検
査する。

十八の二 無煙火薬を
存置する火薬類一時
置場に設けた温湿度
記録計の床面からの

十九 第四条第一
項第十五号イの
危険工室内の機
械、器具又は容

十九 危険工室内の機
械、器具又は容器に
ついて、摩擦により
火薬類が爆発し又は

十九 第四条第一
項第十五号の危
険工室内の機械
、器具又は容器

調整装置

高さ、巻き尺その
他の測定器具を用い
た測定により検査し
かつ、温湿度調整
装置が防爆性能を有
する構造となってい
ることを、目視及び
図面により検査す
る。

十九 危険工室内に据
付け又は備え付けた
機械、器具又は容器
について、鉄と鉄と

器の、摩擦によ
り火薬類が爆発
し又は発火しな
い構造

十九の二 第四
第一項第十五号

発火しない構造とな
っていることを、目
視又は図面により検
査する。ただし、摩
擦により火薬類が爆
発し又は発火するお
それがない場合には
、当該おそれがない
ことを、目視、図面
又は記録により検査
する。

十九の二 危険工室内
の機械、器具又は容

〔新設〕

の摩擦がなく、摩擦
部には滑剤を塗布し
、かつ、動揺、脱落
、腐しよく又は火薬
類の粉末の付着若し
くは侵入を防ぐ構造
となつていることを
、目視により検査す
る。

〔新設〕

ロの危険工室内
の機械、器具又
は容器の、振動
又は衝撃により
火薬類が爆発し
又は発火しない
構造

器について、振動又
は衝撃により火薬類
が爆発し又は発火し
ない構造となってい
ることを、目視又は
図面により検査す
る。ただし、振動又
は衝撃により火薬類
が爆発し又は発火す
るおそれがない場合
には、当該おそれが
ないことを、目視、
図面又は記録により

十九の三 第四条

第一項第十五号

ハの危険工室内

の機械、器具又

は容器の、腐食

により火薬類が

変質し又は爆発

し若しくは発火

しない構造

検査する。

十九の三 危険工室内

の機械、器具又は容

器について、腐食に

より火薬類が変質し

又は爆発し若しくは

発火しない構造とな

っていることを、目

視又は図面により検

査する。ただし、腐

食により火薬類が変

質し又は爆発し若し

くは発火するおそれ

〔新設〕

〔新設〕

十九の四 第四条
第一項第十五号
二の危険工室内
の機械、器具又
は容器の、火薬
類の付着、浸透
又は浸入により
火薬類が爆発し

がない場合には、当
該おそれがないこと
を、目視、図面又は
記録により検査す
る。

十九の四 危険工室内
の機械、器具又は容
器について、火薬類
の付着、浸透又は浸
入により火薬類が爆
発し又は発火しない
構造となつているこ
とを、目視又は図面

〔新設〕

〔新設〕

装置	二十 第四條第一 項第十六号の危 険工室内の暖房	又は発火しない 構造
----	--------------------------------	---------------

を防止するための措	二十 危険工室内の暖 房装置について、火 薬類の爆発又は発火 を防止するための措	により検査する。た だし、火薬類の付着 、浸透又は浸入によ り火薬類が爆発し又 は発火するおそれが ない場合には、当該 おそれがないことを 、目視、図面又は記 録により検査する。
-----------	---	---

装置	二十 第四條第一 項第十六号の危 険工室内の暖房	
----	--------------------------------	--

の熱面に火薬類の粉	、設置の状況及びそ の熱面に火薬類の粉	二十 危険工室内の暖 房装置の熱源の種類
-----------	------------------------	-------------------------

の措置

熱による火薬類の爆発又は発火を防止するための措置

二一 第四条第一項第十七号の

パラフィンの過

置の状況を、目視又は図面により検査するとともに、燃焼しやすい物との隔離の状況を、目視により検査する。

二一 危険工室内のパラフィン槽について、パラフィンの過熱による火薬類の爆発又は発火を防止するための措置の状況を、目視、図面又は

装置

付けられた安全装置

二一 第四条第一項第十七号の危険工室内の高熱源を使用するパラフィン槽に

末又は塵あいの付着を避ける措置の状況を、目視により検査する。

二一 危険工室内の高熱源を使用するパラフィン槽に付けられた安全装置の取付け状況を目視により検査し、及び当該安全装置の機能を、作

二十二 第四条第
一項第十八号の
危険工室又は火
薬類一時置場を
照明する設備

機器等の作動試験若
しくはその記録によ
り検査する。

二十二 危険工室又は
火薬類一時置場を照
明する設備について
、漏電、可燃性ガス
、粉じん等により火
薬類が爆発し又は発
火することを防止す
るための措置の状況
を、目視又は図面に
より検査する。ただ

二十二 第四条第
一項第十八号の
危険工室又は火
薬類一時置場の
照明設備

動試験又はその記録
により検査する。

二十二 危険工室又は
火薬類一時置場に設
けられた照明設備の
漏電、可燃性ガス、
粉じん等に対する安
全な防護装置、電灯
及び電気配線の設置
の状況を、目視によ
り検査する。

装置の金属部に	危険工室内の機	械設備又は乾燥	装置の金属部に
	一項第十九号の		
	第二十三	第四条第	

し、漏電、可燃性が	ス、粉じん等により	火薬類が爆発し又は	発火するおそれがな	い場合には、当該お	それがないことを、	目視、図面又は記録	により検査する。
						第二十三	危険工室内の
							機械設備又は乾燥装
							置の金属部について
							接地の状況を、接
							地抵抗測定用器具を

装置の金属部の	危険工室内の機	械設備又は乾燥	装置の金属部の
	一項第十九号の		
	第二十三	第四条第	

定用器具を用いた測	置の金属部の接地の	状況を、接地抵抗測	第二十三	危険工室内の	機械設備又は乾燥装

おける接地	<p>二十四 第四条第 一項第二十号の 危険工室等にお ける必要な事項 の揭示</p>
<p>用いた測定又はその 記録により検査す る。</p>	<p>二十四 危険工室等に おける火薬類の種類 及び停滞量、同時に 存置することができ る火薬類の原料及び 最大数量、定員、注 意事項その他必要な 事項の揭示の状況並 びに記載内容を、目 視により検査する。</p>
接地	<p>二十四 第四条第 一項第二十号の 危険工室等の掲 示板</p>
<p>定又はその記録によ り検査する。</p>	<p>二十四 危険工室等の 揭示板の設置の状況 及び記載内容を、目 視により検査する。</p>

が飛散するおそ
れがある設備の
粉じんの飛散を
防ぐための措置

二十八 第四条第
一項第二十二号
の二の硝化設備
等の、火薬類の
温度変化による
爆発又は発火を
防止するための
措置

んの飛散を防ぐため
の措置の状況を、目
視により検査する。

二十八 硝化設備、乾
燥設備その他特に温
度の変化が起こる設
備について、火薬類
の温度変化による爆
発又は発火を防止す
るための措置の状況
を、目視、図面、測
定器具を用いた測定

じんが飛散する
おそれのある設
備の粉じんの飛
散を防ぐ措置

二十八 第四条第
一項第二十二号
の三の硝化設備
等の温度測定装
置

を防ぐ措置の状況を
、目視により検査す
る。

二十八 硝化設備、乾
燥設備その他特に温
度の変化が起こる設
備の温度測定装置の
設置状況を、目視に
より検査し、及び当
該温度測定装置の精
度を、温度測定装置
精度確認器具を用

二十九 第四条第

一項第二十二号

の三の火薬類又はその原料を過度に加圧することを防ぐための措置

若しくはその記録又は機器等の作動試験若しくはその記録により検査する。

二十九 火薬類又はそ

の原料を加圧する設備について、火薬類又はその原料を過度に加圧することを防ぐための措置の状況を、目視、図面又は機器等の作動試験若しくはその記録によ

二十九 第四条第

一項第二十二号

の四の加圧装置の安全装置

いた測定又はその記録により検査する。

二十九 火薬類を加圧

する設備の安全装置の設置の状況を、目視により検査し、及び当該安全装置の機能を作動試験又はその記録により検査する。

三十 第四条第一
項第二十二号の
四の静電気によ
り火薬類が爆発

り検査する。ただし
、当該火薬類又はそ
の原料が、加圧によ
り爆発し又は発火す
るおそれがない場合
には、当該おそれが
ないことを、目視、
図面又は記録により
検査する。

三十 危険工室におけ
る静電気により火薬
類が爆発し又は発火
することを防止する

三十 第四条第一
項第二十二号の
五の静電気を発
生し、爆発又は

三十 火薬類の製造中
に静電気を発生し、
爆発又は発火するお
それのある設備の静

し又は発火する
ことを防止する
ための措置

「削る」

ための措置の状況を
、目視、図面又は測
定器具を用いた測定
若しくはその記録に
より検査する。ただ
し、静電気により火
薬類が爆発し又は発
火するおそれがない
場合には、当該おそ
れがないことを、目
視、図面又は記録に
より検査する。

「削る」

発火するおそれ
のある設備の静
電気を除去する
措置

三十の二

第四条

電気を除去する措置
の状況を、目視及び
記録により検査す
る。

三十の二

雷薬又は滝

三十一 削除

三十一 削除

第一項第二十二号の五の二の雷薬又は滴剤の配合及びてん薬を行う危険工室の床及び作業台の導電性マットの敷設並びに接地

三十一 第四条第一項第二十二号の六の静電気により爆発又は発火のおそれのある火薬類を取扱う危険工室等における身体に帯電し

<p>三十二 第四条第 一項第二十三号 の可燃性ガス又 は有毒ガスの排 気装置</p>	
<p>三十二 可燃性ガス又 は有毒ガスの排気装 置について、設置の 状況を、目視及び図 面により検査し、及</p>	
<p>三十二 第四条第 一項第二十三号 の可燃性ガス等 の発散するおそ れのある工室の</p>	<p>ある火薬類を取 り扱う危険工室 等における身体 に帯電した静電 気除去設備</p>
<p>三十二 可燃性ガス又 は有毒ガスの発散す るおそれのある工室 のガス排気装置の設 置の状況を、目視及</p>	<p>た静電気を除去する 設備の設置の状況を 、目視により検査し 、及び接地の状況を 、接地抵抗測定用器 具を用いた測定又は その記録により検査 する。</p>

三十三	〔略〕
三十四	第四条第
一項第二十四号	

び当該装置の性能を
 、作動試験又はその
 記録により検査す
 る。ただし、可燃性
 ガス又は有毒ガスが
 発散するおそれがな
 い場合には、当該お
 らがないことを、
 目視、図面又は記録
 により検査する。

三十三	〔略〕
三十四	第四条第
一項第二十四号	

ガス排気装置
 び図面により検査し
 、及び当該装置の性
 能を、作動試験又は
 その記録により検査
 する。

の火薬類を乾燥
する工室内の加
温装置

三十五 第四条第
一項第二十四号
の二の日乾場の

れた加温装置につい
て、乾燥中に火薬類
が爆発し又は発火し
ないための措置の状
況を、目視及び図面
により検査し、及び
当該加温装置の性能
を、作動試験又はそ
の記録により検査す
る。

三十五 日乾場の乾燥
台について、火薬類
の落下による爆発又

の火薬類を乾燥
する工室内の加
温装置

三十五 第四条第
一項第二十四号
の二の日乾場の

れた加温装置の設置
の状況を、目視及び
図面により検査し、
及び当該加温装置の
性能を、作動試験又
はその記録により検
査する。

三十五 日乾場の乾燥
台の高さを、巻尺そ
の他の測定器具を用

乾燥台

三十六 第四条第
一項第二十四号
の三の爆発の危
険のある日乾場
の簡易土堤等及

は発火を防止するた
めの措置及び砂じん
等の混入を防止する
ための措置の状況を
、目視又は卷尺その
他の測定器具を用い
た測定により検査す
る。

三十六 爆発の危険の
ある日乾場とその他
施設との間に設置し
た簡易土堤又は防爆
壁を、別表第二第十

乾燥台

三十六 第四条第
一項第二十四号
の三の爆発の危
険のある日乾場
の簡易土堤等及

いた測定により検査
する。

三十六 爆発の危険の
ある日乾場とその他
施設との間に設置し
た簡易土堤又は防爆
壁の構造等を、別表

び発火の危険のある日乾場とその他の施設との間への防火壁の設置その他の延焼を遮断するための措置

七項又は別表第二第十八項に掲げる完成検査の方法により検査し、発火の危険のある日乾場とその他の施設との間への防火壁の設置その他の延焼を遮断するための措置の状況を、目視、図面及び測定器具を用いた測定により検査し、及び当該日乾場とその他の施

び発火の危険のある日乾場とその他の施設との間への防火壁の設置その他延焼を遮断する措置

第二第十六項各号又は別表第二第十七項に掲げる完成検査の方法により検査し、発火の危険のある日乾場とその他の施設との間への防火壁の設置その他延焼を遮断する措置の状況を、目視、図面及び測定器具を用いた測定により検査し、及び当該日乾場とその他

三十七 第四条第
一項第二十四号
の四の日乾場の

設との距離を、巻尺
その他の測定器具を
用いた測定により検
査する。ただし、目
視及び図面により容
易に判定できる場合
に限り、目視及び図
面による検査に代え
ることができ

三十七 第四条第
一項第二十四号
の四の日乾場の

の施設との距離を、
巻尺その他の測定器
具を用いた測定によ
り検査する。ただし
、目視及び図面によ
り容易に判定できる
場合に限り、目視及
び図面による検査に
替えることができ
る。

放冷するための
設備

三十七の二 第四
条第一項第二十
四号の五の星打
ち場又は星掛け
場の日光の直射

により検査する。た
だし、日乾作業終了
後火薬類を放冷する
必要がない場合には
、火薬類を放冷する
必要がないことを、
目視、図面又は記録
により検査する。

三十七の二 星打ち場
又は星掛け場におけ
る日光の直射を防ぐ
ための措置の状況を
目視により検査す

放冷するための
設備

〔新設〕

により検査する。

〔新設〕

を防ぐための措	置	三十八 第四条第	一項第二十五号	イの爆発試験場	等	三十八の二 第四	条第一項第二十
る。		三十八 爆発試験場、	燃烧試験場、発射試	験場又は廃棄焼却場	について、危険区域	内に設置されている	ことを、目視により
		三十八 第四条第	一項第二十五号	の爆発試験場等		〔新設〕	
		三十八 爆発試験場、	燃烧試験場、発射試	験場又は廃棄焼却場	について、危険区域	内に設置し、かつ、	その周囲の樹木、雑
						草等を伐採した状況	を、目視により検査
						する。	〔新設〕

五号口の土堤、
防爆壁又は防火
壁その他の延焼
を遮断するため
の措置

のについては、土堤
又は防爆壁を、別表
第二第十六項又は第
十八項に掲げる完成
検査の方法により検
査し、防火壁その他
の延焼を遮断するた
めの措置を講じたも
のについては、当該
措置の状況を、目視
及び図面により検査
する。ただし、火薬
類が爆発し又は発火

三十八の三 第四
条第一項第二十
五号ハの周囲の
火災を防止する
ための措置

することに
より周辺の
施設の危害を及ぼ
すおそれがない場合
には、当該おそれが
ないことを、目視、
図面又は記録により
検査する。

三十八の三 周囲の火
災を防止するための
措置の状況を、目視
、図面又は機器等の
作動試験若しくはそ
の記録により検査す

〔新設〕

〔新設〕

<p>三十九の二 「略」</p>	<p>三十九の二 「略」</p>	<p>三十九の二 「略」</p>	<p>三十九の二 「略」</p>
<p>三十九 第四条第 一項第二十六号 の火薬類等の運 搬容器</p>	<p>三十九 火薬類又はそ の原料を運搬する容 器について、当該火 薬類又はその原料と 化学反応を起こさな い材料を使用し、か つ、確実に蓋のでき る構造となつてい ることを、目視及び記 録により検査する。</p>	<p>三十九 第四条第 一項第二十六号 の火薬類等の運 搬容器</p>	<p>三十九 火薬類又はそ の原料を運搬する容 器について、収容物 と化学反応を起こさ ない材料を使用し、 かつ、確実にふたの できる構造となつて いることを、目視及 び記録により検査す る。</p>
<p>三十九 第四条第 一項第二十六号 の火薬類等の運 搬容器</p>	<p>三十九 火薬類又はそ の原料を運搬する容 器について、当該火 薬類又はその原料と 化学反応を起こさな い材料を使用し、か つ、確実に蓋のでき る構造となつてい ることを、目視及び記 録により検査する。</p>	<p>三十九 第四条第 一項第二十六号 の火薬類等の運 搬容器</p>	<p>三十九 火薬類又はそ の原料を運搬する容 器について、収容物 と化学反応を起こさ ない材料を使用し、 かつ、確実にふたの できる構造となつて いることを、目視及 び記録により検査す る。</p>

勾配

2 製造設備が定置式製造設備であつ

用いた測定若しくはその記録により検査する。

こう配

2 製造設備が定置式製造設備であつ

水準器その他の測定器具を用いた測定又はその記録により検査する。ただし、当該測定において、既定のこう配を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に代えることができる。

て、不発弾等の解
撤作業を行う製造
施設の場合

一 第四条第二項
において準用す
る第四条第一項
第一号から第三
号まで、第五号
、第七号、第七
号の三、第九号
、第九号の二、
第十号から第十
二号まで、第十

一 前項第一号から第
三号まで、第六号、
第八号、第十号、第
十二号、第十三号、
第十四号から第十六
号の四まで、第十八
号から第二十五号ま
で、第二十七号、第
二十九号、第三十号
、第三十二号から第

て、不発弾等の解
撤作業を行う製造
施設の場合

〔新設〕

〔新設〕

四号から第二十

二号まで、第二

十二号の三から

第二十四号まで

第二十六号、

第二十七号及び

第二十八号に掲

げる検査項目

二〇五 「略」

「削る」

三十四号まで、第三

十九号、第四十号、

第四十一号に掲げる

完成検査の方法によ

り検査を行う。

二〇五 「略」

「削る」

一〇四 「略」

五 第四条第二項

第五号の不発弾

等解撤工室（鋼

製チャンバを除

一〇四 「略」

五 不発弾等解撤工室

の内面について、土

砂類のはく落及び飛

散を防ぎ、かつ、床

八	七	六
第四条第二項	〔略〕	削除

八	七	六
遠隔操作による解	〔略〕	削除

八	七	六	く。の内面
第四条第二項	〔略〕	第四条第二項 第六号の不発弾 等解撤工室（鋼 製チャンバを除 く。）の床面	

八	七	六	面に鉄類を表さない 構造となつてい ることを、目視 により検査す る。
解撤設備が遠隔操	〔略〕	不発弾等解撤工 室の床面の材料 の種類及び火薬 類の浸透又は その粉末が侵入 しないような措 置の状況を、目 視により検査す る。	

第八号の遠隔操作による解撤設備

九 第四条第二項

第九号の温度上昇を防止するた
めの措置

撤設備の設置の状況を、目視により検査し、及び当該設備の機能を、作動試験又はその記録により検査する。

九 解撤作業中における温度上昇を防止する措置の状況を、目視、図面又は機器等の作動試験若しくはその記録により検査

第八号の遠隔操作による解撤設備

九 第四条第二項

第九号の解撤作業中にその温度が上昇し、爆発又は発火するおそれがある不発

作できるものにあつては、その設置の状況を、目視により検査し、及び当該設備の機能を、作動試験又はその記録により検査する。

九 解撤作業中にその温度が上昇し、爆発又は発火するおそれがある不発弾等を取り扱う設備の温度上昇を防止する措置の

理場	不発弾等廃棄処	項第十一号イの	十一 第四条第二	十 「略」
----	---------	---------	----------	----------

いることを、目視に	区域内に設置されて	理場について、危険	十一 不発弾等廃棄処	十 「略」	検査する。	図面又は記録により	ないことを、目視、	には、当該おそれが	るおそれがない場合	が爆発し又は発火す	上昇により不発弾等	する。ただし、温度
-----------	-----------	-----------	------------	----------	-------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------

場	発弾等廃棄処理	項第十一号の不	十一 第四条第二	十 「略」	を防止する措置	設備の温度上昇	弾等を取り扱う
---	---------	---------	----------	----------	---------	---------	---------

つ、その周囲の樹木	区域内に設置し、か	理場について、危険	十一 不発弾等廃棄処	十 「略」	り検査する。	験又はその記録によ	備の機能を、作動試	検査し、及び当該設	状況を、目視により
-----------	-----------	-----------	------------	----------	--------	-----------	-----------	-----------	-----------

より検査する。

十一の二 第四条

第二項第十一号

口の土堤、防爆

壁又は防火壁そ

他の延焼を遮

断するための措

置

十一の二 土堤又は防

爆壁を設置したもの

については、土堤又

は防爆壁を、別表第

二第十六項又は第十

八項に掲げる完成検

査の方法により検査

し、防火壁その他の

延焼を遮断するため

の措置を講じたもの

〔新設〕

、雑草等を伐採した

状況を、目視により

検査する。

〔新設〕

十一の三

第四条

については、当該措置の状況を、目視及び図面により検査する。ただし、火薬類が爆発し又は発火することにより周辺の施設に危害を及ぼすおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。

十一の三

周囲の火災

〔新設〕

〔新設〕

<p>第二項第十一号 ハの周囲の火災 を防止するため の措置</p>	<p>3 製造設備が移動 式製造設備である 製造施設の場合</p> <p>一 第四条の二第 一項第一号の標 識及び爆発又は 発火に関し必要</p>
--	---

<p>を防止するための措 置の状況を、目視、 図面又は機器等の作 動試験若しくはその 記録により検査す る。</p>	<p>一 製造所の標識及び 爆発又は発火に関し 必要な事項の揭示、 移動区域の設定並び</p>
--	---

<p>3 製造設備が移動 式製造設備である 製造施設の場合</p> <p>一 第四条の二第 一項第一号の標 識、掲示板、移 動区域、境界さ</p>	<p>一 製造所の標識、掲</p>
---	-------------------

<p>一 製造所の標識、掲 示板、境界さく及び 警戒札の設置の状況 並びに危険区域の設</p>	<p>一 製造所の標識、掲</p>
---	-------------------

な事項の掲示、 移動区域の設定 並びに警戒札の 掲示の状況	二 「略」	三 第四条の二第 一項第三号の火 災による延焼を 防止するための 措置
--	----------	--

に警戒札の掲示の状 況を、目視及び図面 により検査する。	二 「略」	三 移動区域の境界が 森林内に設けられた 場合について、火災 による延焼を防止す るための措置の状況 を、目視、図面、巻 尺その他の測定器具 を用いた測定又は機
------------------------------------	----------	--

く及び警戒札	二 「略」	三 第四条の二第 一項第三号の防 火のための空地
--------	----------	-----------------------------------

定の状況を、目視及 び図面により検査す る。	二 「略」	三 森林内に設けた境 界さく沿いの防火の ための空地の幅を、 巻き尺その他の測定 器具を用いた測定に より検査する。ただ し、当該測定におい て、既定の幅を満た
------------------------------	----------	--

四 第四条の二第
一項第四号の移
動式製造設備用
工室の有無並び
に第四条の二に
おいて準用する
第四条第一項第
七号の三、第八

器等の作動試験若し
くはその記録により
検査する。

四 移動式製造設備用
工室の有無を、目視
により検査し、並び
に別表第一第一項第
十号、第十一号、第
十四号から第十六号
の四まで、第十八号
から第二十号まで、

四 第四条の二第
一項第四号の移
動式製造設備用
工室

していることが目視
により容易に判定で
きる場合に限り、目
視による検査に替え
ることができる。

四 移動式製造設備用
工室の有無を、目視
により検査する。

号、第十号から

第十二号まで、

第十四号から第

十六号まで及び

第十八号から第

二十二号までに

掲げる検査項目

五〇七 「略」

八 第四条の二第

一項第八号の移

動区域内のボイ

ラー室及び煙突

第二十二号から第二

十五号まで及び第二

十七号の方法により

検査する。

五〇七 「略」

八 移動区域内にボイ

ラー室及び煙突が設

置されていないこと

を、目視又は図面に

より検査する。ただ

五〇七 「略」

八 第四条の二第

一項第八号の危

険区域内のボイ

ラー室及び煙突

五〇七 「略」

八 危険区域内に設け

たボイラーの燃料の

種類を、記録により

検査する。

九
削除

九
削除

し、移動区域内に、
固体燃料を使用しな
いボイラーのボイラ
ー室及び煙突が設置
されている場合には
ボイラーの燃料の
種類を、記録により
検査する。

九
第四条の二第

一項第九号の避
雷装置

九
移動式製造設備用

工室に設置されてい
る避雷装置の構造等
を、別表第二第十四
項に掲げる完成検査

十 削除	十一 第四条の二 第一項第十一号 の移動式製造設 備の消火設備
十 削除	十一 移動式製造設備 の消火設備について 設置の状況を、目視 により検査する。ま た、当該消火設備の 性能を、作動試験又
十 第四条の二第 一項第十号の移 動式製造設備用 工室の耐火性構 造	十一 第四条の二 第一項第十一号 の移動式製造設 備の耐火性構造 及び消火設備
の方法により検査す る。	十 移動式製造設備用 工室の設置の状況及 び耐火性を、目 視及び図面により検 査する。
	十一 移動式製造設備 の耐火性構造及び消 火設備の設置の状況 を、目視及び図面 により検査する。また 、当該消火設備の性

十二 削除	十三 削除	はその記録により検査する。	十二 削除	十三 削除	十二 第四条の二 第一項第十二号 の工室の付近の 消火の設備 十三 第四条の二 第一項第十三号 の移動式製造設 備用工室の窓、 出口及び扉	能を、作動試験又はその記録により検査する。	十二 移動式製造設備 用工室の付近の消火 設備の有無を、目視 により検査する。 十三 移動式製造設備 用工室に設けた窓及 び出口の設置の状況 、構造並びに窓ガラ スの不透明性を、目 視及び図面により検
----------	----------	---------------	----------	----------	---	-----------------------	---

十四
削除

十五
〔略〕

十六
削除

十四
削除

十五
〔略〕

十六
削除

十四 第四条の二
第一項第十四号

の移動式製造設

備用工室の内面

十五
〔略〕

十六 第四条の二

第一項第十六号

の移動式製造設

査する。

十四 移動式製造設備

用工室の内面につい

て、土砂類のはく落

及び飛散を防ぎ、か

つ、床面に鉄類を表

さない構造となつて

いることを、目視に

より検査する。

十五
〔略〕

十六 移動式製造設備

の床面の特定硝酸ア

ンモニウム系爆薬が

<p>第一項第十八号</p>	<p>十八 第四条の二</p>		<p>十七 削除</p>	
<p>する火薬類並びに周</p>	<p>十八 製造し及び運搬</p>		<p>十七 削除</p>	
<p>第一項第十八号</p>	<p>十八 第四条の二</p>	<p>動機据付け制限 備用工室内の原 の移動式製造設 第一項第十七号</p>	<p>十七 第四条の二</p>	<p>備用工室の床面</p>
<p>構造等を目視、図面</p>	<p>十八 デイゼル車の</p>	<p>火を起こすおそれ ない措置の状況を、 目視により検査す る。</p>	<p>十七 移動式製造設備 用工室内に据付けた 原動機の爆発又は発</p>	<p>浸透し、又は、侵入 しないような措置の 状況を、目視により 検査する。</p>

の移動式製造設
備の移動方法及
び製造方法

囲の火薬類の爆発又
は発火を起こすおそ
れがない車両が使用
されていることを、
目視、図面、記録又
は測定器具を用いた
測定により検査し、
製造のため車両の動
力を使用する場合に
あつては、移動と製
造とが同時にできな
い構造であることを
、目視、図面又は記

の移動式製造設
備の移動方法

及び測定器具を用い
た測定により検査し
、及び移動式製造設
備の移動に用いるデ
ィーゼル車の動力に
ついて、製造と同時
に移動に使用できず
、かつ、製造に使用
しない場合に爆発又
は発火しない構造と
なっていることを、
目視により検査し、
必要に応じ図面又は

十九 第四條の二
第一項第十九号

録により検査し、製造のため車両の動力を使用しない場合に
あつては、製造のため
の動力は、特定硝
酸アンモニウム系爆
薬を爆発し又は発火
させるおそれがない
ものであることを、
目視、図面又は記録
により検査する。

十九 第四條の二
第一項第十九号

記録により検査する。
十九 移動式製造設備
用工室又は移動式製

イの移動式製造
設備の機械、器
具又は容器の、
摩擦により特定
硝酸アンモニウ
ム系爆薬が爆発
し又は発火しな
い構造

器について、摩擦に
より特定硝酸アンモ
ニウム系爆薬が爆発
し又は発火しない構
造となつてゐること
を、目視又は図面に
より検査する。

の移動式製造設
備用工室又は移
動式製造設備の
機械、器具又は
容器

造設備に据付け又は
備え付けた機械、器
具又は容器について
、鉄と鉄との摩擦が
なく、摩擦部には滑
剤を塗布し、かつ、
動揺、脱落、腐しよ
く又は特定硝酸アン
モニウム系爆薬の付
着、浸透若しくは浸
入を防ぐ構造となつ
てゐることを、目視
により検査する。

十九の二 第四条

の二第一項第十

九号口の移動式

製造設備の機械

器具又は容器

の、振動又は衝

撃により特定硝

酸アンモニウム

系爆薬が爆発し

又は発火しない

構造

十九の三 第四条

の二第一項第十

十九の二 移動式製造

設備の機械、器具又

は容器について、振

動又は衝撃により特

定硝酸アンモニウム

系爆薬が爆発し又は

発火しない構造とな

っていることを、目

視又は図面により検

査する。

十九の三 移動式製造

設備の機械、器具又

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

九号ハの移動式

製造設備の機械

器具又は容器

の、腐食により

特定硝酸アンモ

ニウム系爆薬が

変質し又は爆発

し若しくは発火

しない構造

十九の四 第四条

の二第一項第十

九号ニの移動式

製造設備の機械

は容器について、腐

食により特定硝酸ア

ンモニウム系爆薬が

変質し又は爆発し若

しくは発火しない構

造となつてゐること

を、目視又は図面に

より検査する。

十九の四 移動式製造

設備の機械、器具又

は容器について、特

定硝酸アンモニウム

〔新設〕

〔新設〕

器具又は容器
の、特定硝酸ア
ンモニウム系爆
薬の付着、浸透
又は浸入により
爆発し又は発火
しない構造

十九の五 第四条
の二第一項第十
九号ホの移動式
製造設備の機械
、器具又は容器
が振動、衝撃等

系爆薬の付着、浸透
又は浸入により爆発
し又は発火しない構
造となつてゐること
を、目視又は図面に
より検査する。

十九の五 移動式製造
設備の機械、器具又
は容器について、振
動、衝撃等により変
形しない構造となつ
てゐることを、目視

〔新設〕

〔新設〕

二十 削除
により変形しない構造

二十一 第四条の

二十 削除
又は図面により検査する。

二十一 移動式製造設

二十 第四条の二
第一項第二十号
の移動式製造設
備用工室又は移
動式製造設備の
暖房装置

二十一 第四条の

二十 移動式製造設備
用工室又は移動式製
造設備の暖房装置の
熱源の種類、設置の
状況及びその熱面に
特定硝酸アンモニウ
ム系爆薬又は塵あい
の付着を避ける措置
の状況を、目視によ
り検査する。

二十一 移動式製造設

<p>二第一項第二十 一号の移動式製 造設備を照明す る設備</p>	<p>二第一項第二十 備に設けられた照明 設備の漏電、可燃性 ガス、粉じん等に対 する安全な防護装置 、電灯及び電気配線 の設置の状況を、目 視又は図面により検 査する。</p>
<p>二十二 第四条の 二第一項第二十 二号の移動式製 造設備の機械設</p>	<p>二十二 移動式製造設 備の機械設備の金属 部について、接地の 状況を、接地抵抗測</p>
<p>二第一項第二十 一号の移動式製 造設備用工室又 は移動式製造設 備の照明設備</p>	<p>二第一項第二十 備用工室又は移動式 製造設備に設けられ た照明設備の漏電、 可燃性ガス、粉じん 等に対する安全な防 護装置、電灯及び電 気配線の設置の状況 を、目視により検査 する。</p>
<p>二十二 第四条の 二第一項第二十 二号の移動式製 造設備用工室又</p>	<p>二十二 移動式製造設 備用工室又は移動式 製造設備の機械設備 の金属部の接地の状</p>

備の金属部における接地

二十三 第四条の二 第一項第二十号の移動式製造設備又は廃棄焼却場における

特定硝酸アンモニウム系爆薬の停滞量等の揭示

定用器具を用いた測定又はその記録により検査する。

二十三 移動式製造設備又は廃棄焼却場の特定硝酸アンモニウム系爆薬の停滞量、同時に存置することができる特定硝酸アンモニウム系爆薬の原料の種類及び最大数量、定員、注意事項

は移動式製造設備の機械設備の金属部の接地

二十三 第四条の二 第一項第二十号の移動式製造設備用工室、又は廃棄焼却場の揭示板

況を、接地抵抗測定用器具を用いた測定又はその記録により検査する。

二十三 移動式製造設備用工室、移動式製造設備又は廃棄焼却場の揭示板の設置の状況及び記載内容を、目視により検査する。

<p>二十五 削除</p>		<p>二十四 削除</p>
<p>二十五 削除</p>		<p>二十四 削除</p> <p>項その他必要な事項の 掲示の状況並びに 記載事項を、目視に より検査する。</p>
<p>二第二項第二十</p>	<p>二十五 第四条の 措置</p> <p>建築物の耐火的 面した普通木造 造設備用工室に 四号の移動式製 置された普通木造建 築物の耐火的措置の 状況を、目視により 検査する。</p>	<p>二十四 第四条の 二第二項第二十</p>
<p>備用工室の天井及び</p>	<p>二十五 移動式製造設</p>	<p>二十四 移動式製造設</p>

二十六 第四条の
二第一項第二十
六号の移動式製
造設備の粉じん
の飛散を防ぐた
めの措置

二十六 移動式製造設
備の特定硝酸アンモ
ニウム系爆薬及びそ
の原料の粉じんの飛
散を防ぐための措置
の状況を、目視によ
り検査する。

五号の移動式製
造設備用工室の
天井及び内壁

二十六 第四条の
二第一項第二十
六号の移動式製
造設備用工室又
は移動式製造設
備の粉じんの飛
散を防ぐ措置

内壁について、隙間
がなく、かつ、水洗
に耐え表面を滑らか
にする措置の状況を
、目視により検査す
る。

二十六 移動式製造設
備用工室又は移動式
製造設備の特定硝酸
アンモニウム系爆薬
及びその原料の粉じ
んの飛散を防ぐ措置
の状況を、目視によ

二十七・二十八	二十七・二十八 「略」	二十七・二十八	二十七・二十八 「略」
「略」	」	「略」	」
二十九 第四条の	二十九 移動式製造設	二十九 第四条の	二十九 移動式製造設
二第一項第二十	備の特定硝酸アンモ	二第一項第二十	備で、特定硝酸アン
九号の移動式製	ニウム系爆薬と直接	九号の移動式製	モニウム系爆薬と直
造設備の特定硝	触れる回転部の摩擦	造設備で、特定	接触れる回転部と内
酸アンモニウム	により当該特定硝酸	硝酸アンモニウ	壁の間隙について、
系爆薬と直接触	アンモニウム系爆薬	ム系爆薬と直接	目視及び記録により
れる回転部の摩	が爆発し又は発火し	触れる回転部と	検査する。
擦により当該特	ない措置を、目視及	内壁の間隙	
定硝酸アンモニ	び記録により検査す		
ウム系爆薬が爆	る。		

発し又は発火し ない措置	三十 第四条の二 第一項第三十号 の移動式製造設 備に備え付ける 収納又は装填す るためのホース の摩擦、衝撃及 び静電気に対す る安全な措置	三十 移動式製造設備 に備え付ける収納又 は装填するためのホ ースの摩擦、衝撃及 び静電気に対する安 全な措置の状況を、 目視及び記録により 検査する。
三十一 第四条の 二第一項第三十 号	三十一 第四号の二 第一項第三十号 の移動式製造設 備に備え付ける 収納又は装填す るためのホース の摩擦、衝撃及 び静電気に対す る安全な措置	三十一 特定硝酸アン モニウム系爆薬又は
三十 第四条の二 第一項第三十号 の移動式製造設 備に備え付ける 収納又は装てん するためのホー スの摩擦、衝撃 及び静電気に対 する安全な措置	三十一 第四号の二 第一項第三十号 の移動式製造設 備に備え付ける 収納又は装てん するためのホー スの摩擦、衝撃 及び静電気に対 する安全な措置	三十 移動式製造設備 に備え付ける収納又 は装てんするための ホースの摩擦、衝撃 及び静電気に対する 安全な措置の状況を 、目視及び記録によ り検査する。
三十一 第四号の二 第一項第三十 号	三十一 第四号の二 第一項第三十号 の移動式製造設 備に備え付ける 収納又は装てん するためのホー スの摩擦、衝撃 及び静電気に対 する安全な措置	三十一 移動式製造設 備のうち、特定硝酸

一号の特定硝酸
アンモニウム系
爆薬又はその原
料を過度に加圧
することを防ぐ
ための措置

その原料を加圧する
設備について、当該
特定硝酸アンモニウ
ム系爆薬又はその原
料を過度に加圧する
ことを防ぐための措
置の状況を、目視、
図面又は機器等の作
動試験若しくはその
記録により検査す
る。ただし、当該特
定硝酸アンモニウム
系爆薬又はその原料

一号の移動式製
造設備のうち、
特定硝酸アンモ
ニウム系爆薬又
はその原料を加
圧する設備で、
発火又は爆発す
るおそれのある
設備の安全装置

アンモニウム系爆薬
又はその原料を加圧
する設備の安全装置
の設置の状況を、目
視により検査し、及
び当該安全装置の機
能を作動試験又はそ
の記録により検査す
る。

料の運搬容器

爆薬及びその原

アンモニウム系

二号の特定硝酸

二第一項第三十

三十二 第四条の

が、加圧により爆発し又は発火するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。

三十二 特定硝酸アンモニウム系爆薬及びその原料を運搬する容器について、当該特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原

料の運搬容器

爆薬及びその原

アンモニウム系

二号の特定硝酸

二第一項第三十

三十二 第四条の

三十二 特定硝酸アンモニウム系爆薬及びその原料を運搬する容器について、収容物と化学反応を起さない材料を使用し

三十三 第四条の
二 第一項第三十
三号イの廃棄焼
却場

料と化学反応を起こ
さない材料を使用し
、かつ、確実に蓋の
できる構造となつて
いることを、目視及
び記録により検査す
る。

三十三 廃棄焼却場に
ついて、移動区域内
に設置されているこ
とを、目視により検
査する。

三十三 第四条の
二 第一項第三十
三号の廃棄焼却
場

、かつ、確実にふた
のできる構造となつ
ていることを、目視
及び記録により検査
する。

三十三 移動区域内の
廃棄焼却場について
、移動区域内に設置
し、かつ、その周囲
の樹木、雑草等を伐
採した状況を、目視

三十三の二 第四

条の二第一項第

三十三号口の土

堤、防爆壁又は

防火壁その他の

延焼を遮断する

ための措置

三十三の二 土堤又は

防爆壁を設置したも

のについては、土堤

又は防爆壁を、別表

第二第十六項又は第

十八項に掲げる完成

検査の方法により検

査し、防火壁その他

の延焼を遮断するた

めの措置を講じたも

のについては、当該

措置の状況を、目視

〔新設〕

により検査する。

〔新設〕

三十三の三 第四
条の二第一項第
三十三号ハの周

及び図面により検査
する。ただし、火薬
類が爆発し又は発火
することにより周辺
の施設に危害を及ぼ
すおそれがない場合
には、当該おそれが
ないことを、目視、
図面又は記録により
検査する。

三十三の三 周囲の火
災を防止するための
措置の状況を、目視

〔新設〕

〔新設〕

<p>1 製造設備が定置式製造設備であつて、火薬類の製造作業を行う製造施設の場合</p> <p>一 第四条第一項</p>	<p>検査項目</p>	<p>別表第三 (第四十四条の五第一項関係)</p>	<p>囲の火災を防止するための措置</p>
<p>一 製造所の標識及び</p>	<p>保安検査の方法</p>		<p>図面又は機器等の作動試験若しくはその記録により検査する。</p>

<p>1 製造設備が定置式製造設備であつて、火薬類の製造作業を行う製造施設の場合</p> <p>一 第四条第一項</p>	<p>検査項目</p>	<p>別表第三 (第四十四条の五第一項関係)</p>	
<p>一 製造所の標識、掲</p>	<p>保安検査の方法</p>		

<p>第一号の標識及び爆発又は発火に関し必要な事項の揭示、危険区域の設定、危険区域が明確に判別できるような措置並びに警戒札の掲示の状況</p>	<p>第一号の標識及び爆発又は発火に関し必要な事項の揭示、危険区域の設定、危険区域が明確に判別できるような措置並びに警戒札の掲示の状況</p>
<p>第二号の危険区域の施設の設置</p>	<p>爆発又は発火に関し必要な事項の揭示、危険区域の設定、危険区域が明確に判別できるような措置並びに警戒札の掲示の維持管理状況を、目視により検査する。</p>
<p>第二号の危険区域の施設設置制</p>	<p>第一号の標識、掲示板、危険区域、境界さく及び警戒札等</p>
<p>第二号の危険区域の施設の設置</p>	<p>掲示板、危険区域、境界さく及び警戒札等の維持管理状況を、目視により検査する。</p>

制限

三 第四条第一項

第三号の火災による延焼を防止するための措置

三 危険区域の境界が

森林内に設けられた場合について、火災による延焼を防止するための措置の維持管理状況を、目視、凶面、巻き尺その他の測定器具を用いた測定又は機器等の作動試験若しくはその記録により検査する。

限

三 第四条第一項

第三号の防火のための空地

三 森林内に設けた境

界さく沿いの防火のための空地の維持管理状況を、目視により検査する。

四・五 「略」

六 第四条第一項

第五号の危険区

域内のボイラー

室及び煙突

四・五 「略」

六 危険区域内にボイ

ラー室及び煙突が設

置されていないこと

を、目視又は図面に

より検査する。ただ

し、危険区域内に、

固体燃料を使用しな

いボイラーのボイラ

ー室及び煙突が設置

されている場合には

ボイラーの燃料の

種類を、記録により

四・五 「略」

六 第四条第一項

第五号の危険区

域内のボイラー

室及び煙突

四・五 「略」

六 危険区域内に設け

たボイラーの燃料の

種類を、記録により

検査する。

検査する。	六の二 第四条第 一項第五号の二	の危険区域内の 原料薬品貯蔵所	七 「略」	八 第四条第一項 第七号の煙火等 の製造所以外の 製造所の爆発の 危険のある工室
	六の二 危険区域内に 設けた原料薬品貯蔵 所に貯蔵する火薬類	種類を、記録により 検査する。	七 「略」	八 煙火等の製造所以 外の製造所の爆発の 危険のある工室又は 火薬類一時置場に設 けた土堤の維持管理
	〔新設〕		七 「略」	八 第四条第一項 第七号の煙火等 の製造所以外の 製造所の爆発の 危険のある工室
	〔新設〕		七 「略」	八 煙火等の製造所以 外の製造所の爆発の 危険のある工室又は 火薬類一時置場に設 けた土堤の維持管理

又は火薬類一時
置場の土堤及び
防爆壁

状況を、別表第四第
十六項に掲げる保安
検査の方法により検
査する。ただし、放
爆式構造又は準放爆
式構造の危険工室等
を互いに接続してい
る場合であつて、土
堤に代えて防爆壁を
設けたものについて
は、当該防爆壁の維
持管理状況を、別表
第四第十八項に掲げ

又は火薬類一時
置場の土堤及び
防爆壁

状況を、別表第四第
十五項各号に掲げる
保安検査の方法によ
り検査する。ただし
、放爆式構造又は準
放爆式構造の危険工
室等を互いに接続し
ている場合であつて
、土堤に替えて防爆
壁を設けたものにつ
いては、当該防爆壁
の維持管理状況を、
別表第四第十七項各

る保安検査の方法により検査する。なお、実包、空包若しくは推進的爆発の用途に供せられる火薬であつてロケットの推進に用いられるものを保管する火薬類一時置場の場合であつて、土堤を省略したものについては、当該火薬類一時置場の維持管理状況を、別

号に掲げる保安検査の方法により検査する。なお、実包、空包若しくは推進的爆発の用途に供せられる火薬であつてロケットの推進に用いられるものを保管する火薬類一時置場の場合であつて、土堤を省略したものについては、当該火薬類一時置場の維持管理状

表第四第十二項第一号に掲げる保安検査の方法により検査し、導火線を保管する火薬類一時置場の場合であつて、土堤を省略したものについては、当該火薬類一時置場の維持管理状況を、別表第四第十四項に掲げる保安検査の方法により検査する。

況を、別表第四第十四項各号に掲げる保安検査の方法により検査し、導火線を保管する火薬類一時置場の場合であつて、土堤を省略したものについては、当該火薬類一時置場の維持管理状況を、別表第四第十三項各号に掲げる保安検査の方法により検査する。

<p>九 第四条第一項</p> <p>第七号の二の煙 火等の製造所の 爆発の危険のあ る工室又は火薬 類一時置場に設 ける土堤、簡易 土堤、防爆壁又 は防火壁の設置 その他の延焼を 遮断するための 措置</p>	<p>九 土堤、簡易土堤又 は防爆壁の維持管理 状況を、別表第四第 十六項から第十八項 までに掲げる保安検 査の方法により検査 する。ただし、がん 具煙火貯蔵庫に貯蔵 することができると ん具煙火を貯蔵する 火薬類一時置場の場 合であつて、土堤、 簡易土堤又は防爆壁</p>
<p>九 第四条第一項</p> <p>第七号の二の煙 火等の製造所の 爆発の危険のあ る工室又は火薬 類一時置場に設 ける土堤、簡易 土堤、防爆壁又 は防火壁の設置 その他延焼を遮 断する措置</p>	<p>九 土堤等の維持管理 状況を、別表第四第 十五項から第十七項 に掲げる保安検査の 方法により検査す る。ただし、がん具 煙火貯蔵庫に貯蔵す ることができると ん具煙火を貯蔵する火 薬類一時置場の場合 であつて、土堤等を 省略したものについ ては、当該火薬類一</p>

を省略したものに
ついては、当該火薬類
一時置場の維持管理
状況を、別表第四第
十四項に掲げる保安
検査の方法により検
査し、土堤、簡易土
堤又は防爆壁を省略
した場合であつて、
防火壁の設置その他
の延焼を遮断するた
めの措置を講じてい
るものについては、

時置場の維持管理状
況を、別表第四第十
三項各号に掲げる保
安検査の方法により
検査し、土堤等を省
略した場合であつて
、防火壁の設置その
他延焼を遮断する措
置を講じているもの
については、当該防
火壁の維持管理状況
を、目視により検査
する。

十 第四条第一項

第七号の三の避

雷装置

当該措置の維持管理
状況を、目視により
検査する。

十 危険工室及び火薬

又は爆薬の停滞量（

火工品にあつてはそ

の原料をなす火薬又

は爆薬の停滞量）が

百キログラムを超え

る火薬類一時置場に

設けた避雷装置の維

持管理状況を、別表

第四第十五項に掲げ

十 第四条第一項

第七号の三の避

雷装置

十 危険工室及び火薬

又は爆薬の停滞量（

火工品にあつてはそ

の原料をなす火薬又

は爆薬の停滞量）が

百キログラムを超え

る火薬類一時置場に

設けた避雷装置の維

持管理状況を、別表

第四第十四項に掲げ

る保安検査の方法により検査する。ただし、煙火等の製造所における危険工室及びがん具煙火貯蔵庫に貯蔵することができ、がん具煙火並びに導火線を保管する火薬類一時置場の場合であつて、避雷装置を設置していないものについては、当該火薬類一時置場の

る保安検査の方法により検査する。ただし、煙火等の製造所における危険工室及びがん具煙火貯蔵庫に貯蔵することができ、がん具煙火並びに導火線を保管する火薬類一時置場の場合であつて、避雷装置を設置していないものについては、当該火薬類一時置場の

十一 「略」

十二 第四条第一
項第九号の発火
の危険のある工
室と他の施設と
の間への防火壁
の設置その他の
延焼を遮断する

維持管理状況を、別
表第四第十四項に掲
げる保安検査の方法
により検査を行う。

十一 「略」

十二 発火の危険のあ
る工室と他の施設と
の間への防火壁の設
置その他の延焼を遮
断するための措置の
維持管理状況を、目
視により検査する。

十一 「略」

十二 第四条第一
項第九号の発火
の危険のある工
室と他の施設と
の間への防火壁
の設置その他延
焼を遮断する措

維持管理状況を、別
表第四第十三項各号
に掲げる保安検査の
方法により検査を行
う。

十一 「略」

十二 発火の危険のあ
る工室と他の施設と
の間への防火壁の設
置その他の延焼を遮
断する措置の維持管
理状況を、目視によ
り検査する。

ための措置

十三 「略」

十三の二 第四条

第一項第九号の

三の無煙火薬の

分解及び発火を

防止するための

措置並びに当該

無煙火薬が発火

したときに爆発

を防止するため

の措置

十三 「略」

十三の二 無煙火薬を

存置する火薬類一時

置場における火薬の

分解及び発火を防止

するための措置並び

に当該発火による爆

発を防止するための

措置の維持管理状況

を、目視、図面、測

定器具を用いた測定

又は機器等の作動試

置

十三 「略」

十三の二 第四条

第一項第九号の

三のスプリング

ラー設備

十三 「略」

十三の二 無煙火薬を

存置する火薬類一時

置場に設けたスプリ

ングラー設備の維持

管理状況を、目視に

より検査し、かつ、

当該スプリングラー

設備の性能を、作動

試験又はその記録に

より検査する。

<p>驗若しくはその記録により検査する。</p>	<p>十四 「略」</p>	<p>十四 「略」</p>
<p>十五 第四条第一項第十一号の危険工室の窓及び出口の扉</p>	<p>十五 第四条第一項第十一号の</p>	<p>十五 危険工室の窓及び出口の扉について、非常の際に容易に避難できる構造となつていることを、目視により検査する。</p>
<p>十五の二 第四条第一項第十一号の危険工室の扉及び窓に用い</p>	<p>十五の二 第四条</p>	<p>十五の二 危険工室の窓及び扉に用いる金具の維持管理状況を、目視により検査す</p>
<p>危険工室の窓、出口及び扉</p>	<p>十五 第四条第一項第十一号の危</p>	<p>十五 危険工室に設けた窓及び出口の維持管理状況を、目視により検査する。</p>
<p>十五の二 第四条第一項第十一号の二の暗幕その他の遮光のため</p>	<p>十五の二 第四条</p>	<p>十五の二 無煙火薬を存置する火薬類一時置場に設けた窓の暗幕その他の遮光のため</p>

る金具

十五の三 第四条
第一項第十一号
ハの危険工室の
窓

る。ただし、摩擦に
より火薬類が爆発し
又は発火するおそれ
がない場合には、当
該おそれがないこと
を、目視、図面又は
記録により検査す
る。

十五の三 危険工室の
窓について、火薬類
が爆発し又は発火す
ることを防止するた
めの措置の維持管理

の設備

〔新設〕

めの設備の維持管理
状況を、目視により
検査する。

〔新設〕

十六 第四条第一
項第十二号イの
内面の剥離及び
内面の一部が火

状況を、目視により
検査する。ただし、
直射日光により火薬
類が爆発し又は発火
するおそれがない場
合には、当該おそれ
がないことを、目視
、図面又は記録によ
り検査する。
十六 危険工室内の内面
の剥離及び内面の一
部が火薬類に混入す
ることを防止するた

十六 第四条第一
項第十二号の危
険工室内の内面

十六 危険工室内の内面
の維持管理状況を、
目視により検査す
る。

薬類に混入する
ことを防止する
ための措置

十六の二 第四条

第一項第十二号
口の飛散した火
薬類の浸透又は
浸入を防止する
ための措置及び
飛散した火薬類
を容易に除去で
きる措置

めの措置の維持管理
状況を、目視又は
面により検査する。

十六の二 危険工室の

内面について、飛散
した火薬類の浸透又
は浸入を防止するた
めの措置の維持管理
状況を、目視又は
面により検査し、及
び飛散した火薬類を
容易に除去するため
の措置の維持管理状

〔新設〕

〔新設〕

十六の三 第四条
第一項第十二号
ハの床面の、火
薬類が落下する
ことにより爆発

況を、目視又は図面
により検査する。た
だし、火薬類が飛散
するおそれがない場
合には、当該おそれ
がないことを、目視
、図面又は記録によ
り検査する。

十六の三 危険工室の
床面について、火薬
類が落下することに
より爆発し又は発火
することを防止する

〔新設〕

〔新設〕

し又は発火する
ことを防止する
ための措置

ための措置の維持管
理状況を、目視又は
図面により検査す
る。ただし、火薬類
が床面にこぼれ又は
落下するおそれがな
い場合は、当該おそ
れがないことを、目
視、図面又は記録に
より検査し、火薬類
が落下することによ
り爆発し又は発火す
るおそれがない場合

十七 削除	十六の四 第四 第一項第十二号 二の危険工室の 床面
-------	-------------------------------------

十七 削除	十六の四 第四 第一項第十二号二の危険 工室の床面の維持管 理状況を、目視又は 図面により検査す る。 は、当該おそれがな いことを、目視、図 面又は記録により検 査する。
-------	---

十七 第四 第十三号の危 険工室の床面	〔新設〕
---------------------------	------

十七 危険工室の床面 の維持管理状況を、 目視により検査す	〔新設〕
-------------------------------------	------

十八 第四条第一
項第十四号の危
険工室内の原動
機及び温湿度調
整装置据付け制
限

十八 危険工室内に原
動機及び温湿度調整
装置が据付けられて
いないことを、目視
により検査する。た
だし、火薬類の爆発
又は発火を起こすお
それがない場合には
、当該おそれがない
ことを、目視、図面
又は記録により検査
する。

十八 第四条第一
項第十四号の危
険工室内の原動
機及び温湿度調
整装置据付け制
限

十八 危険工室内に据
付けた原動機及び温
湿度調整装置の維持
管理状況を、目視に
より検査する。

〔削る〕

十九 第四条第一
項第十五号イの

〔削る〕

十九 危険工室内の機
械、器具又は容器に

十八の二 第四条

第一項第十四号
の二の温湿度記
録計及び温湿度
調整装置

十九 第四条第一
項第十五号の危

十八の二 無煙火薬を

存置する火薬類一時
置場に設けた温湿度
記録計及び温湿度調
整装置の維持管理状
況を、目視により検
査し、かつ、当該火
薬類一時置場内の温
度及び相対湿度の推
移を、記録により検
査する。

十九 危険工室内に据
付け又は備え付けた

危険工室内の機
械、器具又は容
器の、摩擦によ
り火薬類が爆発
し又は発火しな
い構造

ついて、摩擦により
火薬類が爆発し又は
発火しない構造とな
っていることを、目
視又は図面により検
査する。ただし、摩
擦により火薬類が爆
発し又は発火するお
それがない場合には
、当該おそれがない
ことを、目視、図面
又は記録により検査
する。

危険工室内の機械
、器具又は容器

機械、器具又は容器
の維持管理状況を、
目視により検査す
る。

十九の二 第四条

第一項第十五号

ロの危険工室内

の機械、器具又

は容器の、振動

又は衝撃により

火薬類が爆発し

又は発火しない

構造

十九の二 危険工室内

の機械、器具又は容

器について、振動又

は衝撃により火薬類

が爆発し又は発火し

ない構造となつてい

ることを、目視又は

図面により検査す

る。ただし、振動又

は衝撃により火薬類

が爆発し又は発火す

るおそれがない場合

には、当該おそれが

〔新設〕

〔新設〕

十九の三 第四條
第一項第十五号
ハの危険工室内
の機械、器具又
は容器の、腐食
により火薬類が
変質し又は爆発
し若しくは発火
しない構造

十九の三 危険工室内
の機械、器具又は容
器について、腐食に
より火薬類が変質し
又は爆発し若しくは
発火しない構造とな
っていることを、目
視又は図面により検
査する。ただし、腐
食により火薬類が変

ないことを、目視、
図面又は記録により
検査する。

〔新設〕

〔新設〕

十九の四 第四条
第一項第十五号
二の危険工室内
の機械、器具又
は容器の、火薬
類の付着、浸透

質し又は爆発し若し
くは発火するおそれ
がない場合には、当
該おそれがないこと
を、目視、図面又は
記録により検査す
る。

十九の四 危険工室内
の機械、器具又は容
器について、火薬類
の付着、浸透又は浸
入により火薬類が爆
発し又は発火しない

〔新設〕

〔新設〕

又は浸入により
火薬類が爆発し
又は発火しない
構造

二十 第四条第一
項第十六号の危

構造となつてい
るこ
とを、目視又は図面
により検査する。た
だし、火薬類の付着
浸透又は浸入によ
り火薬類が爆発し又
は発火するおそれが
ない場合には、当該
おそれがないことを
目視、図面又は記
録により検査する。

二十 危険工室内の暖
房装置について、火

二十 第四条第一
項第十六号の危

二十 危険工室内の暖
房装置の維持管理状

<p>熱による火薬類</p>	<p>第二十一 第四条第一項第十七号の パラフィンの過</p>	<p>危険室内の暖房 装置</p>
----------------	-------------------------------------	-----------------------

<p>熱による火薬類の爆</p>	<p>第二十一 危険室内の パラフィン槽につい て、パラフィンの過</p>	<p>薬類の爆発又は発火 を防止するための措 置の維持管理状況を 目視又は図面によ り検査するとともに 、燃焼しやすい物と の隔離の維持管理状 況を、目視により検 査する。</p>
------------------	---	--

<p>熱源を使用する</p>	<p>第二十一 第四条第一項第十七号の 危険室内の高</p>	<p>危険室内の暖房 装置</p>
----------------	------------------------------------	-----------------------

<p>れた安全装置の維持</p>	<p>第二十一 危険室内の高熱源を使用するパラフィン槽に付けら</p>	<p>況を、目視により検 査する。</p>
------------------	-------------------------------------	---------------------------

の爆発又は発火
を防止するため
の措置

二十二 第四条第
一項第十八号の
危険工室又は火
薬類一時置場を
照明する設備

発又は発火を防止す
るための措置の維持
管理状況を、目視、
図面又は機器等の作
動試験若しくはその
記録により検査す
る。

二十二 危険工室又は
火薬類一時置場を照
明する設備について
、漏電、可燃性ガス
、粉じん等により火
薬類が爆発し又は発

パラフィン槽に
付けられた安全
装置

二十二 第四条第
一項第十八号の
危険工室又は火
薬類一時置場の
照明設備及び電
動線

管理状況を目視によ
り検査し、及び当該
安全装置の機能を、
作動試験又はその記
録により検査する。

二十二 危険工室又は
火薬類一時置場に設
けられた照明設備の
維持管理状況を、目
視により検査する。

二十三 第四条第

二十三 危険工室内の

火することを防止する
ための措置の維持
管理状況を、目視に
より検査する。ただ
し、漏電、可燃性ガ
ス、粉じん等により
火薬類が爆発し又は
発火するおそれがな
い場合には、当該お
それがないことを、
目視、図面又は記録
により検査する。

二十三 第四条第

二十三 危険工室内の

<p>一項第十九号の 危険工室内の機 械設備又は乾燥 装置の金属部に おける接地</p>	<p>二十四 第四条第 一項第二十号の 危険工室等にお ける必要な事項 の揭示</p>
--	---

<p>機械設備又は乾燥装 置の金属部について 接地の状況を、接 地抵抗測定用器具を 用いた測定又はその 記録により検査す る。</p>	<p>二十四 危険工室等に おける火薬類の種類 及び停滞量、同時に 存置することができ る火薬類の原料及び 最大数量、定員、注</p>
---	---

<p>一項第十九号の 危険工室内の機 械設備又は乾燥 装置の金属部の 接地</p>	<p>二十四 第四条第 一項第二十号の 危険工室等の掲 示板</p>
---	--

<p>機械設備又は乾燥装 置の接地の状況を、 接地抵抗測定用器具 を用いた測定又はそ の記録により検査す る。</p>	<p>二十四 危険工室等の 揭示板の維持管理状 況を、目視により検 査する。</p>
---	--

<p>二十七 第四条第</p>	<p>二十六 削除</p>	<p>二十五 「略」</p>
<p>二十七 火薬類及びそ</p>	<p>二十六 削除</p>	<p>二十五 「略」</p> <p>意事項その他必要な事項の揭示の状況並びに記載内容の維持管理状況を、目視により検査する。</p>
<p>二十七 第四条第</p>	<p>二十六 第四条第一項第二十二号</p>	<p>二十五 「略」</p>
<p>二十七 火薬類及びそ</p>	<p>二十六 火薬類の飛散するおそれのある工室の天井及び内壁の維持管理状況を、目視により検査する。</p>	<p>二十五 「略」</p>

一 項 第 二 十 二 号
の 火 薬 類 及 び そ
の 原 料 の 粉 じ ん
が 飛 散 す る お そ
れ が あ る 設 備 の
粉 じ ん の 飛 散 を
防 ぐ た め の 措 置

の 原 料 の 粉 じ ん の 飛
散 す る お そ れ が あ る
設 備 に つ い て、 粉 じ
ん の 飛 散 を 防 ぐ た め
の 措 置 の 維 持 管 理 状
況 を、 目 視 に よ り 検
査 す る。

一 項 第 二 十 二 号
の 二 の 火 薬 類 及
び そ の 原 料 の 粉
じ ん が 飛 散 す る
お そ れ の あ る 設
備 の 粉 じ ん の 飛
散 を 防 ぐ 措 置

の 原 料 の 粉 じ ん の 飛
散 す る お そ れ の あ る
設 備 の 粉 じ ん の 飛 散
を 防 ぐ 措 置 の 維 持 管
理 状 況 を、 目 視 に よ
り 検 査 す る。

防止するための措置

二十九 第四条第一項第二十二号

の三の火薬類又はその原料を過度に加圧することを防ぐための

るための措置の維持管理状況を、目視、図面、測定器具を用いた測定又は機器等の作動試験若しくはその記録により検査する。

二十九 火薬類又はその原料を加圧する設備について、火薬類又はその原料を過度に加圧することを防ぐための措置の維持

二十九 第四条第一項第二十二号

の四の加圧装置の安全装置

び当該温度測定装置の精度を、温度測定装置精度確認器具を用いた測定又はその記録により検査する。

二十九 火薬類を加圧する設備の安全装置の維持管理状況を、目視により検査し、及び当該安全装置の機能を作動試験又は

措置

三十 第四条第一

管理状況を、目視及び機器等の作動試験又はその記録により検査する。ただし、当該火薬類又はその原料が、加圧により爆発し又は発火するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。

三十 危険工室におけ

三十 第四条第一

その記録により検査する。

三十 火薬類の製造中

項第二十二号の
四の静電気によ
り火薬類が爆発
し又は発火する
ことを防止する
ための措置

る静電気により火薬
類が爆発し又は発火
することを防止する
ための措置の維持管
理状況を、目視、図
面又は測定器具を用
いた測定若しくはそ
の記録により検査す
る。ただし、静電気
により火薬類が爆発
し又は発火するおそ
れがない場合には、
当該おそれがないこ

項第二十二号の
五の静電気を発
生し、爆発又は
発火するおそれ
のある設備の静
電気を除去する
措置

に静電気を発生し、
爆発又は発火するお
それのある設備の静
電気を除去する措置
の維持管理状況を、
目視及び記録により
検査する。

三十一 削除

「削る」

とを、目視、図面又は記録により検査する。

「削る」

三十一 削除

三十一 第四条第

敷設並びに接地
導電性マットの
床及び作業台の
行う危険工室の
合及びてん薬を
薬又は滝剤の配
号の五の二の雷
第一項第二十二
三十の二 第四条

三十一 静電気により

より検査する。
を、目視及び記録に
接地の維持管理状況
マットの敷設並びに
及び作業台の導電性
を行う危険工室の床
剤の配合及びてん薬
三十の二 雷薬又は滝

三十二 第四条第

三十二 可燃性ガス又

三十二 第四条第

三十二 可燃性ガス又

一項第二十二号
の六の静電気に
より爆発又は発
火するおそれの
ある火薬類を取
り扱う危険工室
等における身体
に帯電した静電
気除去設備

爆発又は発火のおそ
れのある火薬類を取
り扱う危険工室等に
おける身体に帯電し
た静電気を除去する
設備の維持管理状況
を、目視により検査
し、及び接地の状況
を、接地抵抗測定用
器具を用いた測定又
はその記録により検
査する。

一項第二十三号
の可燃性ガス又
は有毒ガスの排
気装置

は有毒ガスの排気装
置について、維持管
理状況を、目視によ
り検査し、及び当該
装置の性能を、作動
試験又はその記録に
より検査する。ただ
し、可燃性ガス又は
有毒ガスが発散する
おそれがない場合に
は、当該おそれがな
いことを、目視、図
面又は記録により検

一項第二十三号
の可燃性ガス等
の発散するおそ
れのある工室の
ガス排気装置

は有毒ガスの発散す
るおそれのある工室
のガス排気装置の維
持管理状況を、目視
により検査し、及び
当該装置の性能を、
作動試験又はその記
録により検査する。

三十三 「略」

三十四 第四条第
一項第二十四号
の火薬類を乾燥
する工室内の加
温装置に施され
た、乾燥中に爆
発又は発火しな
いたための措置

査する。

三十三 「略」

三十四 火薬類を乾燥
する工室内に設置さ
れた加温装置につい
て、乾燥中に火薬類
が爆発し又は発火し
ないための措置の維
持管理状況を、目視
により検査し、及び
当該加温装置の性能
を、作動試験又はそ
の記録により検査す

三十三 「略」

三十四 第四条第
一項第二十四号
の火薬類を乾燥
する工室内の加
温装置

三十三 「略」

三十四 火薬類を乾燥
する工室内に設置さ
れた加温装置の維持
管理状況を、目視に
より検査し、及び当
該加温装置の性能を
、作動試験又はその
記録により検査す
る。

三十六 第四条第	三十五 第四条第 一項第二十四号 の二の日乾場の 乾燥台
----------	---------------------------------------

三十六 爆発の危険の	三十五 日乾場の乾燥 台について、火薬類 の落下による爆発又 は発火を防止するた めの措置及び砂じん 等の混入を防止する ための措置の維持管 理状況を、目視又は 巻尺その他の測定器 具を用いた測定によ り検査する。
------------	---

三十六 第四条第	三十五 第四条第 一項第二十四号 の二の日乾場の 乾燥台
----------	---------------------------------------

三十六 爆発の危険の	三十五 日乾場の乾燥 台の維持管理状況を 、目視により検査す る。
------------	--

一項第二十四号
の三の爆発の危
険のある日乾場
の簡易土堤等及
び発火の危険の
ある日乾場とそ
他の施設との
間への防火壁の
設置その他の延
焼を遮断するた
めの措置

ある日乾場とその他
施設との間に設置し
た簡易土堤又は防爆
壁の維持管理状況を
、別表第四第十七項
又は別表第四第十八
項に掲げる保安検査
の方法により検査し
、発火の危険のある
日乾場とその他の施
設との間への防火壁
の設置その他の延焼
を遮断するための措

一項第二十四号
の三の爆発の危
険のある日乾場
の簡易土堤等及
び発火の危険の
ある日乾場とそ
他の施設との
間への防火壁の
設置その他延焼
を遮断する措置

ある日乾場とその他
施設との間に設置し
た簡易土堤又は防爆
壁の維持管理状況を
、別表第四第十六項
各号又は別表第四第
十七項に掲げる保安
検査の方法により検
査し、発火の危険の
ある日乾場とその他
の施設との間への防
火壁の設置その他延
焼を遮断する措置の

置の維持管理状況を、目視、図面及び測定器具を用いた測定により検査し、及び当該日乾場とその他の施設との距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、目視及び図面により容易に判定できる場合に限り、目視及び図面による検査に

維持管理状況を、目視、図面及び測定器具を用いた測定により検査し、及び当該日乾場とその他の施設との距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、目視及び図面により容易に判定できる場合に限り、目視及び図面による検査に替

三十七 第四条第
一項第二十四号
の四の日乾場の
放冷するための
設備

代えることができ
る。

三十七 日乾場の火薬
類を放冷するための
設備の維持管理状況
を、目視により検査
する。ただし、日乾
作業終了後火薬類を
放冷する必要がない
場合には、火薬類を
放冷する必要がない
ことを、目視、図面
又は記録により検査

三十七 第四条第
一項第二十四号
の四の日乾場の
放冷するための
設備

ることができる。

三十七 日乾場の火薬
類を放冷するための
設備の維持管理状況
を、目視により検査
する。

三十七の二 第四	三十七の二 第四
条第一項第二十	条第一項第二十
四号の五の星打	四号の五の星打
ち場又は星掛け	ち場又は星掛け
場の日光の直射	場の日光の直射
を防ぐための措	を防ぐための措
置	置
三十八 第四条第	三十八 第四条第
一項第二十五号	一項第二十五号
イの爆発試験場	イの爆発試験場
等	等

三十七の二 星打ち場	三十七の二 星打ち場	すること。
又は星掛け場にお	又は星掛け場にお	
ける日光の直射を防	ける日光の直射を防	
ぐ	ぐ	
ための措置の維持管	ための措置の維持管	
理状況を、目視によ	理状況を、目視によ	
り検査する。	り検査する。	
三十八 爆発試験場、	三十八 爆発試験場、	
燃焼試験場、発射試	燃焼試験場、発射試	
験場又は廃棄焼却場	験場又は廃棄焼却場	
について、危険区域	について、危険区域	
内に設置されている	内に設置されている	

「新設」	三十八 第四条第
	一項第二十五号
	の爆発試験場等

「新設」	三十八 爆発試験場、
	燃焼試験場、発射試
	験場又は廃棄焼却場
	の維持管理状況を、
	目視により検査す

三十八の二 第四

条第一項第二十

五号口の土堤、

防爆壁又は防火

壁その他の延焼

を遮断するため

の措置

ことを、目視により
検査する。

三十八の二 土堤又は

防爆壁を設置したも

のについては、土堤

又は防爆壁の維持管

理状況を、別表第四

第十六項又は第十八

項に掲げる保安検査

の方法により検査し

、防火壁その他の延

焼を遮断するための

措置を講じたものに

〔新設〕

る。

〔新設〕

三十八の三

第四

については、当該措置の維持管理状況を、目視及び図面により検査する。ただし、火薬類が爆発し又は発火することにより周辺の施設に危害を及ぼすおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。

三十八の三

周囲の火

〔新設〕

〔新設〕

<p>条第一項第二十</p>	<p>五号ハの周囲の</p>	<p>火災を防止する</p>	<p>ための措置</p>	<p>三十九・三十九の</p>	<p>二 「略」</p>	<p>四十 第四条第一</p>	<p>項第二十七号の</p>	<p>危険区域内で火</p>	<p>薬類を運搬する</p>	<p>運搬車</p>
<p>災を防止するための</p>	<p>措置の維持管理状況</p>	<p>を、目視、図面又は</p>	<p>機器等の作動試験若</p>	<p>しくはその記録によ り検査する。</p>	<p>「略」</p>	<p>四十 危険区域内で火</p>	<p>薬類を運搬する運搬</p>	<p>車について、運搬す</p>	<p>る火薬類その他周囲</p>	<p>の火薬類の爆発又は</p>
<p>三十九・三十九の</p>	<p>二 「略」</p>	<p>四十 第四条第一</p>	<p>項第二十七号の</p>	<p>危険区域内で火</p>	<p>薬類を運搬する</p>	<p>運搬車</p>				
<p>三十九・三十九の二</p>	<p>「略」</p>	<p>四十 危険区域内で火</p>	<p>薬類を運搬する運搬</p>	<p>車の維持管理状況を</p>	<p>目視により検査す</p>	<p>る。</p>				

四十一 第四条第
一項第二十八号
の火薬類の運搬
通路の路面及び
勾配

発火を防止するため
の措置の維持管理状
況を、目視及び図面
等により検査する。

四十一 火薬類の運搬
通路について、路面
及び勾配の維持管理
状況を目視又は測定
器具を用いた測定若
しくはその記録によ
り検査する。

四十一 第四条第
一項第二十八号
の火薬類の運搬
通路の路面及び
こう配

四十一 火薬類の運搬
通路の路面の維持管
理状況を目視により
検査し、及び当該路
面のこう配を水準器
その他の測定器具を
用いた測定又はその
記録により検査す
る。

2

製造設備が定置

式製造設備であつ

て、不発弾等の解

撤作業を行う製造

施設の場合

一 第四条第二項

において準用す

る第四条第一項

第一号から第三

号まで、第五号

、第七号、第七

号の三、第九号

、第九号の二、

一 前項第一号から第

三号まで、第六号、

第八号、第十号、第

十二号、第十三号、

第十四号から第十六

号の四まで、第十八

号から第二十五号ま

で、第二十七号、第

2

製造設備が定置

式製造設備であつ

て、不発弾等の解

撤作業を行う製造

施設の場合

「新設」

「新設」

<p>「削る」</p>	<p>二〇五 〔略〕</p> <p>第十号から第十 二号まで、第十 四号から第二十 二号まで、第二 十二号の三から 第二十四号まで 、第二十六号、 第二十七号及び 第二十八号に掲 げる検査項目</p>
-------------	--

<p>「削る」</p>	<p>二〇五 〔略〕</p> <p>二十九号、第三十号 、第三十二号から第 三十四号まで、第三 十九号、第四十号、 第四十一号に掲げる 保安検査の方法によ り検査を行う。</p>
-------------	---

<p>第五号の不発弾</p>	<p>一〇四 〔略〕</p> <p>五 第四条第二項</p>
----------------	--------------------------------

<p>の内面の維持管理状</p>	<p>一〇四 〔略〕</p> <p>五 不発弾等解撤工室</p>
------------------	----------------------------------

<p>備</p> <p>作による解撤設</p> <p>第八号の遠隔操</p>	<p>八 第四条第二項</p> <p>七 「略」</p>	<p>六 削除</p>	<p>六 削除</p>
<p>査し、及び当該設備</p> <p>況を、目視により検</p> <p>撤設備の維持管理状</p>	<p>八 遠隔操作による解</p> <p>七 「略」</p>	<p>六 削除</p>	<p>六 削除</p>
<p>備</p> <p>作による解撤設</p> <p>第八号の遠隔操</p>	<p>八 第四条第二項</p> <p>七 「略」</p>	<p>六 第四条第二項</p> <p>第六号の不発弾</p> <p>等解撤工室（鋼</p> <p>製チャンバを除</p> <p>く。）の床面</p>	<p>等解撤工室（鋼</p> <p>製チャンバを除</p> <p>く。）の内面</p> <p>六 第四条第二項</p> <p>第六号の不発弾</p> <p>等解撤工室（鋼</p> <p>製チャンバを除</p> <p>く。）の床面</p>
<p>状況を、目視により</p> <p>ては、その維持管理</p> <p>作できるものにあつ</p>	<p>八 解撤設備が遠隔操</p> <p>七 「略」</p>	<p>六 不発弾等解撤工室</p> <p>の床面の維持管理状</p> <p>況を、目視により検</p> <p>査する。</p>	<p>況を、目視により検</p> <p>査する。</p> <p>六 不発弾等解撤工室</p> <p>の床面の維持管理状</p> <p>況を、目視により検</p> <p>査する。</p>

九 第四条第二項
第九号の温度上
昇を防止するた
めの措置

の機能を、作動試験
又はその記録により
検査する。

九 解撤作業中におけ
る温度上昇を防止す
るための措置の維持
管理状況を、目視、
図面又は機器等の作
動試験若しくはその
記録により検査す
る。ただし、温度上
昇により不発弾等が

九 第四条第二項
第九号の解撤作
業中にその温度
が上昇し、爆発
又は発火するお
それがある不発
弾等を取り扱う
設備の温度上昇
を防止する措置

検査し、及び当該設
備の機能を、作動試
験又はその記録によ
り検査する。

九 解撤作業中にその
温度が上昇し、爆発
又は発火するおそれ
がある不発弾等を取
り扱う設備の温度上
昇を防止する措置の
維持管理状況を、目
視により検査し、及
び当該設備の機能を

理場	不発弾等廃棄処	項第十一号イの	十一 第四条第二	十 「略」
----	---------	---------	----------	----------

いることを、目視に	区域内に設置されて	理場について、危険	十一 不発弾等廃棄処	十 「略」	検査する。	図面又は記録により	ないことを、目視、	は発火するおそれが	不発弾等が爆発し又	は、温度上昇により	おそれがない場合に	爆発し又は発火する
-----------	-----------	-----------	------------	----------	-------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------

場	発弾等廃棄処理	項第十一号の不	十一 第四条第二	十 「略」
---	---------	---------	----------	----------

する。	を、目視により検査	理場の維持管理状況	十一 不発弾等廃棄処	十 「略」	る。	記録により検査す	作動試験又はその
-----	-----------	-----------	------------	----------	----	----------	----------

十一の二 第四条

第二項第十一号

ロの土堤、防爆

壁又は防火壁そ

他の延焼を遮

断するための措

置

より検査する。

十一の二 土堤又は防

爆壁を設置したもの

については、土堤又

は防爆壁を、別表第

四第十六項又は第十

八項に掲げる保安検

査の方法により検査

し、防火壁その他の

延焼を遮断するため

の措置を講じたもの

については、当該措

置の維持管理状況を

〔新設〕

〔新設〕

十一の三 第四条
第二項第十一号
ハの周囲の火災

目視及び図面により
検査する。ただし
火薬類が爆発し又
は発火することによ
り周辺の施設に危害
を及ぼすおそれがな
い場合には、当該お
それがないことを、
目視、図面又は記録
により検査する。

十一の三 周囲の火災
を防止するための措
置の維持管理状況を

〔新設〕

〔新設〕

<p>を防止するため の措置</p>	<p>3 製造設備が移動 式製造設備である 製造施設の場合</p> <p>一 第四条の二第 一項第一号の標 識及び爆発又は 発火に関し必要 な事項の掲示、 移動区域の設定</p>
------------------------	---

<p>目視、図面又は機 器等の作動試験若し くはその記録により 検査する。</p>	<p>一 製造所の標識及び 爆発又は発火に関し 必要な事項の掲示、 移動区域の設定並び に警戒札の掲示の維 持管理状況を、目視</p>
---	---

<p>3 製造設備が移動 式製造設備である 製造施設の場合</p> <p>一 第四条の二第 一項第一号の標 識、掲示板、移 動区域、境界さ く及び警戒札</p>	<p>一 製造所の標識、掲 示板、危険区域、境 界さく及び警戒札の 維持管理状況を、目 視により検査する。</p>
--	---

<p>並びに警戒札の 掲示の状況</p>	<p>二 第四条の二第 一項第二号の移 動区域の施設の 設置制限</p>	<p>三 第四条の二第 一項第三号の火 災による延焼を 防止するための 措置</p>	<p>又は図面により検査 する。</p>
<p>図面、卷尺その他の</p>	<p>二 移動区域に設置し た施設の種類を、目 視により検査する。</p>	<p>三 移動区域の境界が 森林内に設けられた 場合について、火災 による延焼を防止す るための措置の維持 管理状況を、目視、</p>	<p>二 第四条の二第 一項第二号の移 動区域の施設設 置制限</p>
<p>り検査する。</p>	<p>二 移動区域に設置し た施設の種類を、目 視により検査する。</p>	<p>三 森林内に設けた境 界さく沿いの防火の ための空地の維持管 理状況を、目視によ</p>	<p>二 第四条の二第 一項第三号の防 火のための空地</p>
<p>り検査する。</p>	<p>二 移動区域に設置し た施設の種類を、目 視により検査する。</p>	<p>三 森林内に設けた境 界さく沿いの防火の ための空地の維持管 理状況を、目視によ</p>	<p>二 第四条の二第 一項第三号の防 火のための空地</p>

四 第四条の二第
一項第四号の移
動式製造設備用
工室の有無及び
第四条の二にお
いて準用する第
四条第一項第七
号の三、第八号
、第十号から第

測定器具を用いた測
定又は機器等の作動
試験若しくはその記
録により検査する。

四 移動式製造設備用
工室の維持管理状況
を別表第三第一項第
十号、第十一号、第
十四号から第十六号
の四まで、第十八号
から第二十号まで、
第二十二号から第二
十五号まで及び第二

四 第四条の二第
一項第四号の移
動式製造設備用
工室

四 移動式製造設備用
工室の維持管理状況
を、目視により検査
する。

十二号まで、第

十四号から第十

六号まで及び第

十八号から第二

十二号までに掲

げる検査項目

五〇七 「略」

八 第四条の二第

一項第八号の移

動区域内のボイ

ラー室及び煙突

十七号の方法により

検査する。

五〇七 「略」

八 移動区域内にボイ

ラー室及び煙突が設

置されていないこと

を、目視又は図面に

より検査する。ただ

し、移動区域内に、

五〇七 「略」

八 第四条の二第

一項第八号の危

険区域内のボイ

ラー室及び煙突

五〇七 「略」

八 危険区域内に設け

たボイラーの燃料の

種類を、記録により

検査する。

九
削除

九
削除

固体燃料を使用しないボイラーのボイラー室及び煙突が設置されている場合には、ボイラーの燃料の種類を、記録により検査する。

九
第四条の二第一項第九号の避

雷装置

九
移動式製造設備用

工室に設置されている避雷装置の維持管理状況を、別表第十四項に掲げる保安検査の方法により

十 削除	十一 第四条の二 第一項第十一号 の移動式製造設 備の消火設備
十 削除	十一 移動式製造設備 の消火設備について 、維持管理状況を、 目視により検査す る。また、当該消火 設備の性能を、作動 試験又はその記録に
十 第四条の二第 一項第十号の移 動式製造設備用 工室の耐火性構 造	十一 第四条の二 第一項第十一号 の移動式製造設 備の耐火性構造 及び消火設備
検査する。	十 移動式製造設備用 工室の耐火性構造の 維持管理状況を、目 視により検査する。
	十一 移動式製造設備 の耐火性構造及び消 火設備の維持管理状 況を、目視により検 査し、及び当該消火 設備の性能を、作動 試験又はその記録に

十八	第四条の二	十七	削除	十六	削除	十五	〔略〕
十八	製造し及び運搬	十七	削除	十六	削除	十五	〔略〕
十八	第四条の二	十七	第四條の二 第一項第十七号 の移動式製造設 備用工室内の原 動機据付け制限	十六	第四條の二 第一項第十六号 の移動式製造設 備用工室の床面	十五	〔略〕 備用工室の内面
十八	ディーゼル車の	十七	移動式製造設備 用工室内に据付けた 原動機の維持管理状 況を、目視により検 査する。	十六	移動式製造設備 の床面の維持管理状 況を、目視により検 査する。	十五	〔略〕 管理状況を、目視に より検査する。

第一項第十八号
の移動式製造設
備の移動方法及
び製造方法

する火薬類並びに周
囲の火薬類の爆発又
は発火を起こすおそ
れがない車両が使用
されていることを、
目視、図面、記録又
は測定器具を用いた
測定により検査し、
製造のため車両の動
力を使用する場合に
あつては、移動と製
造とが同時にできな
い構造であることを

第一項第十八号
の移動式製造設
備の移動方法

維持管理状況を、目
視により検査し、必
要に応じ図面又は記
録により検査する。

十九
第四条の二

、目視、図面又は記録により検査し、製造のため車両の動力を使用しない場合にあつては、製造のための動力は、特定硝酸アンモニウム系爆薬を爆発し又は発火させるおそれがないものであることを、目視、図面又は記録により検査する。

十九
移動式製造設備

十九
第四条の二

十九
移動式製造設備

第一項第十九号
イの移動式製造
設備の機械、器
具又は容器の、
摩擦により特定
硝酸アンモニウ
ム系爆薬が爆発
し又は発火しな
い構造

の機械、器具又は容
器について、摩擦に
より特定硝酸アンモ
ニウム系爆薬が爆発
し又は発火しない構
造となつてゐること
を、目視又は図面に
より検査する。

第一項第十九号
の移動式製造設
備用工室又は移
動式製造設備の
機械、器具又は
容器

用工室又は移動式製
造設備に据付け又は
備え付けた機械、器
具又は容器の維持管
理状況を、目視によ
り検査する。

十九の二 第四条

の二第一項第十
九号口の移動式
製造設備の機械

十九の二 移動式製造

設備の機械、器具又
は容器について、振
動又は衝撃により特

〔新設〕

〔新設〕

器具又は容器

の、振動又は衝

撃により特定硝

酸アンモニウム

系爆薬が爆発し

又は発火しない

構造

十九の三 第四条

の二第一項第十

九号ハの移動式

製造設備の機械

器具又は容器

の、腐食により

定硝酸アンモニウム

系爆薬が爆発し又は

発火しない構造とな

っていることを、目

視又は図面により検

査する。

十九の三 移動式製造

設備の機械、器具又

は容器について、腐

食により特定硝酸ア

ンモニウム系爆薬が

変質し又は爆発し若

〔新設〕

〔新設〕

特定硝酸アンモ
ニウム系爆薬が
変質し又は爆発
し若しくは発火
しない構造

十九の四 第四
条の二第一項第十
九号ニの移動式
製造設備の機械
、器具又は容器
の、特定硝酸ア
ンモニウム系爆
薬の付着、浸透

しくは発火しない構
造となつてゐること
を、目視又は図面に
より検査する。

十九の四 移動式製造
設備の機械、器具又
は容器について、特
定硝酸アンモニウム
系爆薬の付着、浸透
又は浸入により爆発
し又は発火しない構
造となつてゐること

〔新設〕

〔新設〕

又は浸入により
爆発し又は発火
しない構造

十九の五 第四条
の二第一項第十
九号ホの移動式
製造設備の機械
、器具又は容器
が、振動、衝撃
等により変形し
ない構造

二十 削除

を、目視又は図面に
より検査する。

十九の五 移動式製造
設備の機械、器具又
は容器について、振
動、衝撃等により変
形しない構造となつ
ていることを、目視
又は図面により検査
する。

二十 削除

〔新設〕

二十 第四条の二
第一項第二十号

〔新設〕

二十 移動式製造設備
用工室又は移動式製

<p>二 十 二 第 四 条 の 二 第 一 項 第 二 十 二 号 の 移 動 式 製</p>	<p>二 十 一 第 四 条 の 二 第 一 項 第 二 十 一 号 の 移 動 式 製 造 設 備 を 照 明 す る 設 備</p>	<p>二 十 一 第 四 条 の 二 第 一 項 第 二 十 一 号 の 移 動 式 製 造 設 備 を 照 明 す る 設 備 に つ い て、 維 持 管 理 状 況 を、 目 視 に よ り 検 査 す る。</p>	<p>二 十 一 第 四 条 の 二 第 一 項 第 二 十 一 号 の 移 動 式 製 造 設 備 の 照 明 設 備 の 照 明 設 備 は 移 動 式 製 造 設 備 の 照 明 設 備 の 照 明 設 備</p>
<p>二 十 二 第 四 条 の 二 第 一 項 第 二 十 二 号 の 移 動 式 製 造 設 備 の 機 械 設 備 の 金 属 部 に つ い て、 接 地 の</p>	<p>二 十 一 移 動 式 製 造 設 備 を 照 明 す る 設 備 に つ い て、 維 持 管 理 状 況 を、 目 視 に よ り 検 査 す る。</p>	<p>二 十 一 移 動 式 製 造 設 備 の 照 明 設 備 の 照 明 設 備 は 移 動 式 製 造 設 備 の 照 明 設 備 の 照 明 設 備</p>	<p>二 十 一 第 四 条 の 二 第 一 項 第 二 十 一 号 の 移 動 式 製 造 設 備 の 照 明 設 備 の 照 明 設 備 は 移 動 式 製 造 設 備 の 照 明 設 備</p>
<p>二 十 二 第 四 条 の 二 第 一 項 第 二 十 二 号 の 移 動 式 製</p>	<p>二 十 一 第 四 条 の 二 第 一 項 第 二 十 一 号 の 移 動 式 製 造 設 備 を 照 明 す る 設 備</p>	<p>二 十 一 第 四 条 の 二 第 一 項 第 二 十 一 号 の 移 動 式 製 造 設 備 の 照 明 設 備 の 照 明 設 備 は 移 動 式 製 造 設 備 の 照 明 設 備</p>	<p>二 十 一 第 四 条 の 二 第 一 項 第 二 十 一 号 の 移 動 式 製 造 設 備 の 照 明 設 備 の 照 明 設 備 は 移 動 式 製 造 設 備 の 照 明 設 備</p>
<p>二 十 二 工 室 又 は 移 動 式 製 造 設 備 の 機 械 設 備 の 金 属 部 の 接 地 の</p>	<p>二 十 一 移 動 式 製 造 設 備 に 設 け ら れ た 照 明 設 備 の 維 持 管 理 状 況 を、 目 視 に よ り 検 査 す る。</p>	<p>二 十 一 移 動 式 製 造 設 備 の 照 明 設 備 の 照 明 設 備 は 移 動 式 製 造 設 備 の 照 明 設 備</p>	<p>二 十 一 第 四 条 の 二 第 一 項 第 二 十 一 号 の 移 動 式 製 造 設 備 の 照 明 設 備 の 照 明 設 備 は 移 動 式 製 造 設 備 の 照 明 設 備</p>

<p>造設備の機械設備の金属部に おける接地</p>	<p>二十三 第四条の</p>	<p>二第一項第二十 三号の移動式製 造設備又は廃棄 焼却場における 特定硝酸アンモ ニウム系爆薬の 停滞量等の揭示</p>
<p>状況を、接地抵抗測 定用器具を用いた測 定又はその記録によ り検査する。</p>	<p>二十三 移動式製造設</p>	<p>備又は廃棄焼却場の 特定硝酸アンモニウ ム系爆薬の停滞量、 同時に存置すること ができる特定硝酸ア ンモニウム系爆薬の 原料の種類及び最大 数量、定員、注意事</p>
<p>造設備用工室又 は移動式製造設 備の機械設備の 金属部の接地</p>	<p>二十三 第四条の</p>	<p>二第一項第二十 三号の移動式製 造設備用工室、 移動式製造設備 又は廃棄焼却場 の揭示板</p>
<p>状況を、接地抵抗測 定用器具を用いた測 定又はその記録によ り検査する。</p>	<p>二十三 移動式製造設</p>	<p>備用工室、移動式製 造設備又は廃棄焼却 場の揭示板の維持管 理状況を、目視によ り検査する。</p>

<p>二十五 削除</p>	<p>二十四 削除</p>
<p>二十五 削除</p>	<p>二十四 削除</p> <p>項その他必要な事項の 掲示の状況並びに 記載事項の維持管理 状況を、目視により 検査する。</p>
<p>二十五 第四条の 措置</p>	<p>二十四 第四条の 二第一項第二十 四号の移動式製 造設備用工室に 面した普通木造 建築物の耐火的 措置</p>
<p>二十五 移動式製造設</p>	<p>二十四 移動式製造設</p> <p>備用工室に面して設 置された普通木造建 築物の維持管理状況 を、目視により検査 する。</p>

二十六 第四条の
二第一項第二十
六号の移動式製
造設備の粉じん
の飛散を防ぐた
めの措置

二十六 移動式製造設
備の特定硝酸アンモ
ニウム系爆薬及びそ
の原料の粉じんの飛
散を防ぐための措置
の維持管理状況を、
目視により検査す
る。

二第一項第二十
五号の移動式製
造設備用工室の
天井及び内壁

二十六 第四条の
二第一項第二十
六号の移動式製
造設備用工室又
は移動式製造設
備の粉じんの飛
散を防ぐ措置

備用工室の天井及び
内壁の維持管理状況
を、目視により検査
する。

二十六 移動式製造設
備用工室又は移動式
製造設備の特定硝酸
アンモニウム系爆薬
及びその原料の粉じ
んの飛散を防ぐ措置
の維持管理状況を、
目視により検査す
る。

二十七・二十八	「略」	二十九 第四条の 二第一項第二十 九号の移動式製 造設備の特定硝 酸アンモニウム 系爆薬と直接触 れる回転部の摩 擦により当該特 定硝酸アンモニ ウム系爆薬が爆 発し又は発火し
二十七・二十八 「略」	」	二十九 移動式製造設 備の特定硝酸アンモ ニウム系爆薬と直接 触れる回転部の摩擦 により当該特定硝酸 アンモニウム系爆薬 が爆発し又は発火し ない措置の維持管理 状況を、目視及び記 録により検査する。
二十七・二十八	「略」	二十九 第四条の 二第一項第二十 九号の移動式製 造設備で、特定 硝酸アンモニウ ム系爆薬と直接 触れる回転部と 内壁の間隙
二十七・二十八 「略」	」	二十九 移動式製造設 備で、特定硝酸アン モニウム系爆薬と直 接触れる回転部と内 壁の間隙の維持管理 状況について、目視 及び記録により検査 する。

ない措置

三十 第四条の二
第一項第三十号
の移動式製造設
備に備え付ける
収納又は装填す
るためのホース
の摩擦、衝撃及
び静電気に対す
る安全な措置

三十 移動式製造設備
に備え付ける収納又
は装填するためのホ
ースの維持管理状況
を目視及び記録によ
り検査する。

三十一 特定硝酸アン
モニウム系爆薬又は
その原料を加圧する

三十 第四条の二
第一項第三十号
の移動式製造設
備に備え付ける
収納又は装てん
するためのホー
スの摩擦、衝撃
及び静電気に対
する安全な措置

三十 移動式製造設備
に備え付ける収納又
は装てんするための
ホースの維持管理状
況を目視及び記録に
より検査する。

三十一 移動式製造設
備のうち、特定硝酸
アンモニウム系爆薬

アンモニウム系
爆薬又はその原
料を過度に加圧
することを防ぐ
ための措置

設備について、当該
特定硝酸アンモニウ
ム系爆薬又はその原
料を過度に加圧する
ことを防ぐための措
置の維持管理状況を
、目視、図面又は機
器等の作動試験若し
くはその記録により
検査する。ただし、
当該特定硝酸アンモ
ニウム系爆薬又はそ
の原料が、加圧によ

造設備のうち、
特定硝酸アンモ
ニウム系爆薬又
はその原料を加
圧する設備で、
発火又は爆発す
るおそれのある
設備の安全装置

又はその原料を加圧
する設備の安全装置
の維持管理状況を、
目視により検査し、
及び当該安全装置の
機能を作動試験又は
その記録により検査
する。

条の二第一項第
三十三号口の土
堤、防爆壁又は
防火壁その他の
延焼を遮断する
ための措置

防爆壁を設置したも
のについては、土堤
又は防爆壁を、別表
第四第十六項又は第
十八項に掲げる保安
検査の方法により検
査し、防火壁その他
の延焼を遮断するた
めの措置を講じたも
のについては、当該
措置の状況を、目視
及び図面により検査
する。ただし、火薬

三十三の三 第四
条の二第一項第
三十三号ハの周
囲の火災を防止
するための措置

類が爆発し又は発火
することにより周辺
の施設に危害を及ぼ
すおそれがない場合
には、当該おそれが
ないことを、目視、
図面又は記録により
検査する。

三十三の三 周囲の火
災を防止するための
措置の維持管理状況
を、目視、図面又は
機器等の作動試験若

〔新設〕

〔新設〕

備考 表中の「」は注記である。	4 〔略〕	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> しくはその記録によ り検査する。 </div>
	4 〔略〕	

附 則

この省令は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

○経済産業省告示第二十七号

火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令（令和二年経済産業省令第九号）の施行に伴い、火薬類の製造施設の構造、位置及び設備並びに製造方法の技術上の基準の細目を定める告示（昭和四十九年通商産業省告示第五十八号）の一部を次のように改正し、同令の施行の日から施行する。

令和三年三月一日

経済産業大臣 梶山 弘志

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
[削る]	（スプリンクラー設備に関する基準） 第十一条の二 規則第四条第一項第九号の三のス

プリンクラー設備の設置及び維持に関する技術上の基準は、次に定めるとおりとする。

一 スプリンクラーヘッドは、開放型スプリンクラーヘッドとし、無煙火薬を存置する火薬類一時置場の天井又は小屋裏で室内に面する部分に、消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第十三条の二第四項第一号ニ及びホに規定する技術上の基準に従い、かつ、当該天井又は小屋裏の各部分から一のスプリンクラーヘッドまでの水平距離が、一・七メートル以下となるように、設けること。

二 水源は、スプリンクラーヘッドの個数に一・六立方メートルを乗じて得た量以上の量と

なるように設けること。この場合において、水源に連結する加圧送水装置（消防法施行規則第十四条第一項第十一号に規定するものをいう。）は、点検に便利で、かつ、火災等の災害による被害を受けるおそれが少ない箇所に設けること。ただし、水源の水位がポンプより低い位置にある加圧送水装置にあつては、消防法施行規則第十二条第一項第三号の規定に従い、呼水装置を設けること。

三|| スプリンクラー設備は、スプリンクラーヘッドの個数を同時に使用した場合に、それぞれの先端において、放水圧力が〇・一メガパスカル以上で、かつ、放水量が八十リットル

毎分以上で放水することができ性能のものとすること。

四 スプリンクラー設備は、自動火災報知設備の感知器の作動又は火災感知用のスプリンクラーヘッドの作動若しくは開放による圧力検知装置の作動と連動して加圧送水装置及び一斉開放弁を起動することができるものとする。

五 一斉開放弁の二次側配管の部分には、放水することなく当該弁の作動を試験するための装置を設けること。

六 制御弁は、消防法施行規則第十四条第一項第三号の規定により設けること。

七 流水検知装置は、湿式のものとし、消防法施行規則第十四条第一項第四号の四及び第四号の五の規定により設けること。

八 非常電源は、消防法施行規則第十二条第一項第四号の規定により設けること。

九 操作回路の配線は、消防法施行規則第十二条第一項第五号の規定に準じて設けること。

十 配管は、消防法施行規則第十二条第一項第六号の規定に準じて設けること。

十一 貯水槽等には消防法施行規則第十二条第一項第九号に規定する措置を講ずること。

(蓄電池車及びディーゼル車の基準)

〔削る〕

第十二条 規則第四条第一項第二十七号の蓄電池

車の基準は、次の各号に定めるとおりとする。

一 車輪には、ゴムタイヤを使用すること。た

だし、軌道車については、この限りでない。

二 荷台又は荷台と車軸との間には、適当な緩

衝装置を備えること。

三 蓄電池は、コネクターを溶接して接続した

耐震式のものを使用し、堅固な木箱又はこれ

と同等の強度及び絶縁性を有する箱に収め、

使用電圧が五十ボルト以下に保たれているこ

と。

四 電動機整流子、制ぎよ器、電気開閉器、電

気端子その他火花を生ずるおそれのある電気

装置には、適当なおおいがされていること。

五 電気配線は、キャブタイヤケーブルを使用し、接続部分が振動によつてゆるまないような構造となつており、配線相互間及び配線と車体間の絶縁が十分に保たれて定着されていること。

2 規則第四条第一項第二十七号のディーゼル車の基準は、前項第一号、第四号及び第五号の規定によるほか、次の各号に定めるとおりとする。

一 機関は、二号軽油を燃料とするディーゼル機関とすること。

二 排気管及び消音器は、継目その他から排気

第十三条

〔略〕

第十二条

〔略〕

の漏れがなく、荷台の下面からの距離が二百
ミリメートル未満の部分には適当な防熱装置
が施されていること。

三 排気管は、排気ガス温度が八十度以下に保
たれる排気ガス冷却装置及び消焰装置が取り
付けられており、荷台の後端（けん引自動車
にあつては、前後車輪の中間）において開口
していること。

第十三条

〔略〕

第十四条

〔略〕

○経済産業省告示第二十八号

火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令（令和二年経済産業省令第九号）の施行に伴い、製造設備が移動式製造設備である製造施設の構造、位置及び設備並びに製造方法の技術上の基準の細目を定める告示（平成十一年通商産業省告示第三百二号）の一部を次のように改正し、同令の施行の日から施行する。

令和三年三月一日

経済産業大臣 梶山 弘志

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
[削る]	<p>第五条 規則第四条の二第一項第十八号のディーゼル車の基準</p>

ゼル車の基準は、次に定めるとおりとする。

一 車輪は、ゴムタイヤを使用すること。

二 電動機整流子、制御器、電気開閉器、電気端子その他火花を生ずるおそれのある電気装置には、適当な覆いがされていること。

三 電気配線は、使用条件に適したものを使用し、接続部分が振動によつて緩まないような構造となつており、配線相互間及び配線と車体間の絶縁が十分に保たれて定着されていること。

四 機関は、二号軽油を燃料とするディーゼル機関とすること。

五 排気管及び消音器は、継目その他から排気

<p>第五条 〔略〕</p> <p>第六条 〔略〕</p>	<p>第六条 〔略〕</p> <p>第七条 〔略〕</p> <p>六 排気管は、排ガス温度が八十度以下に保たれる排気ガス冷却装置及び消焰装置が取り付けられており、硝安油剤爆薬の製造に影響を与えない位置において開口していること。</p>
<p>備考 表中の「」は注記である。</p>	

別表（第三条、第十二条、第十三条関係）

「表略」

別表（第三条、第十三条、第十四条関係）

「表略」

備考 表中の「」は注記である。

令和三年三月十九日（号外第六十号）厚生労働省告示第八十三号（分割会社及び承継会社等が講ずべき当該分割会社が締結している労働契約及び労働協約の承継に関する措置の適切な実施を図るための指針の一部を改正する件）
（印刷誤り）

二三四 表中改正行頭を一字下げる。

七五 前欄中

令和三年三月一日（号外第四十四号）経済産業省告示第二十七号（火薬類の製造施設の構造、位置及び設備並びに製造方法の技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件）
（原稿誤り）

七二上 一 令和二年経済産令和三年経済産業省令第九号 業省令第九号
同日（同号外） 経済産業省告示第二十八号（製造設備が移動式製造設備である製造施設の構造、位置及び設備並びに製造方法の技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件）
（原稿誤り）

七二下 二 令和二年経済産令和三年経済産業省令第九号 業省令第九号